

平成30年12月3日

国立市議会議長 大和 祥郎 様

議会改革特別委員会
委員長 青木 健

議会改革特別委員会報告書

ソーシャルインクルージョンを先駆ける議会に！

～国立市議会議会改革特別委員会報告書を提出するにあたり～

平成 29 年 12 月 21 日、大和議長の諮問を受け、国立市議会 議会改革特別委員会が議長を除く全議員参加のもと立ち上がりました。本特別委員会は、平成 27 年全国初と言えるソーシャルインクルージョンの概念を取り入れ施行した国立市議会基本条例の点検、必要に応じた見直し及び財政改革審議会からも指摘を受けている議会費全体について検証をする 2 つの部会からできており、正副委員長もそれぞれの部会に部会員として参画するという形態で協議を進めることになりました。その後、委員会を年明けの 1 月 9 日から開催し、本日までに 7 回にわたる審査を重ねるとともに、議会基本条例点検部会 16 回、議会費検証部会 15 回という、短期集中的な中でも慎重な審査を重ねてまいりました。この間それぞれの会派や議員の立場の違いはあっても、それを乗り越えて一致点を見出そうとする姿は委員長としても大変うれしく、御尽力いただきました全ての皆様に対し、衷心より厚く御礼申し上げます。

あわせて、御多用中にもかかわらず私ども国立市議会 議会改革特別委員会に専門的知見よりスーパーバイズを賜りました山梨学院大学 江藤俊昭先生、地方議会総合研究所 廣瀬和彦先生、そして市民説明会に御参加いただき多くの貴重な御意見を下さいました市民の皆様にも心からの御礼を申し上げさせていただきます。

さて、本特別委員会もこの報告書をもちまして解散となりますが、議会改革にはこれで終わりということはありません。次の時代、またその次の時代と、私たち国立市議会は必要な改革を断行し、より一層市民の皆様信頼され負託に応えられる議会を目指し尽力してまいることをお誓い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

議会改革特別委員会委員長 青木 健

目次

1. 議会改革特別委員会の基本的事項	1
(1) 目的	
(2) 設置期間	
(3) 定数	
(4) 部会	
2. 委員会及び議会基本条例点検部会・議会費検証部会の協議の経過	
(1) 議会改革特別委員会の協議の経過	1
(2) 議会基本条例点検部会の協議の経過	5
(3) 議会費検証部会の協議の経過	
議員とは何か ～議会費を検証するにあたって～	10
I 当初に出された各会派の意見	13
II 各会派が出した意見に対する、論点整理の内容	19
III 論点整理に対する各会派の意見	20
IV 八王子市の視察について	33
V 立川市の視察について	35
VI 専門家の意見を聞くスーパーバイズの経緯	39
VII 市民からの意見聴取(意見交換会、パブリックコメント の募集、市民の意見を聴く会)について	51
VIII 報告書作成に向けて、各会派から出された最終意見	54
3. 議会基本条例の点検の協議の結果について	59
(1) 国立市議会基本条例での「市民」について	60
(2) ソーシャルインクルージョンに配慮した議会について	62
(3) 会派について	64
(4) 交渉団体について	66
(5) 政策形成サイクルについて	67
(6) 地方自治法に抵触しない附属機関の設置について	69
(7) 議会図書室の活用について	70
(8) 災害時の対応全般・防災について	71
(9) 産休・育休・病休について	72
4. 議会費検証の協議の結果について	
(1) 政務活動費について	74
(2) 議員報酬について	74
(3) 役職加算について	75
(4) 期末手当について	75
(5) 議員定数について	76

1. 議会改革特別委員会の基本的事項

(1) 目的

議会基本条例の目的が達成されているかを点検し、議会費の検証を含む適切な措置を講ずる

(2) 設置期間

目的が達成するまでとする

(3) 定数

委員数は議長をのぞく 20 名とする

(4) 部会

議会基本条例点検部会と議会費検証部会をおく

2. 委員会及び議会基本条例点検部会・議会費検証部会の協議の経過

(1) 議会改革特別委員会の協議の経過

国立市議会議会改革特別委員会は、平成 29 年（2017 年）の第 4 回定例会で、大和議長の所信表明を受け、「議会改革特別委員会の設置について」の議員提出議案を全会一致で可決し、発足しました。

目的は住民福祉の向上に更に寄与する議会となるために、一点目は制定から 3 年たった議会基本条例の第 28 条に基づく点検と見直しをおこなうこと、二点目は適正な議会費の検証として、議会基本条例の第 22 条の政務活動費、第 25 条の議員定数、及び第 26 条の議員報酬の検証と見直しをおこなうことにあり、それを全議員参加でおこなうことを決めました。

本議会改革特別委員会を通して住民から信頼される議会となるために何が必要なのか、前文にある全国に先駆けて明文化したソーシャルインクルージョン

のまちづくりを市長部局、市民と手を携えて推進していくために議会はどうあるべきなのか、合議体としての議会の権能を発揮できるための真の議会改革とは何か、全議員で議論できたことは意義あるものとなりました。

4月から部会に分かれて審議を進めるにあたって、課題の共有をはかるために、1月から3月は、全議員が議会基本条例の条文全てに対して、3年間の自己評価をおこない、相互評価もおこないました。また3月には山梨学院大学の江藤俊昭先生に「議会改革は第2ステージへ」のスーパーバイズを受け、議会基本条例は議会のマニフェストであること、住民に対して議会として明確な目標を示し、本来なら毎年その成果が報告されるべきで、その期が終わる4年目にやっても遅いと厳しい指摘を受けました。

その指摘から、今回の見直しを行うにあたり、その成果は次期の議員にゆだねられていくものであることを自覚し、次期の議会の役に立つ様な中身となるよう、全議員が部会での丁寧な議論にのぞみました。

4月からは、課題の共有からしぼりこまれた論点に即して、部会で協議がなされました。

5月には広聴委員会が主催する意見交換会に、議会改革のテーブルも置き、市民から意見をいただきました。

7月からは先進的な取り組みをおこなっている自治体に部会ごとの視察をおこないました。

8月には、廣瀬和彦先生（(株)地方議会総合研究所代表取締役）から、議員定数や報酬、議会基本条例に求められるものについての貴重な助言をいただき、部会の結論へ活かしました。

9月にパブリックコメントの素案をまとめ10月からホームページでパブリックコメントを募り、11月10日の市民説明会には江藤俊昭先生にも同席していただき、最終的な助言をいただきました。

以上を踏まえて、特別委員会の最終結論を11月21日の委員会でまとめました。

議会改革特別委員会の開催日と協議内容（要点）

開催日	協議内容
平成 30 年 1 月 9 日	議会基本条例点検シートに基づき、実施状況と課題を抽出した。 スーパーバイザーを山梨学院大学江藤教授とした。
2 月 2 日	議会基本条例の実施状況と課題について抽出された点に関する意見を出し合った。 議員定数・報酬・政務活動費・役職加算について、過去 10 年間の類似団体及び中央線沿線市の調査を決めた。 江藤教授によるスーパーバイズを 3 月 22 日とした。
3 月 27 日	<p>(1)今後の進め方について 次回の特別委員会は、5 月 7 日 13 : 30 からとするが、基本的には 4 月から 9 月までは部会を中心に進める。</p> <p>(2)市民の意見を聞く会について 広聴委員会の主催で行われる 5 月 11 日・12 日の市民の意見を聞く会に、3 常任委員会とは別に特別委員会のブースを設ける。</p> <p>(3)視察及びスーパーバイザーについて 視察については、7 月の 1 週ないし 2 週までの間で行う。行き先は、部会ごとに決定する。 スーパーバイザーについては、廣瀬和彦先生と江藤俊昭先生の 2 名に絞られた。次回の特別委員会でプレゼン等により決めたい。</p>
5 月 7 日	5 月 11、12 日開催の意見交換会に議会改革特別委員会のブースを出すことの確認及び進行方法について協議。なお、当日いただいた市民の皆様の御意見を各部会に配付し協議する。 スーパーバイザーについては、江藤俊昭先生と廣瀬和彦先生の 2 名を招聘することとする。日程については、後日調整する。 視察については部会ごととし、視察の内容及び行き先は部会内において決定する。

開催日	協議内容
7月3日	<p>(1)意見交換会で市民の皆様より頂戴した御意見は、各部会の審査に役立たせる。</p> <p>(2)廣瀬和彦先生スーパーバイズは、8月27日14時から、江藤俊昭先生スーパーバイズは、11月10日15時からとする。開催場所はいずれも委員会室とし、所要時間は2時間程度とする。</p>
9月28日	<p>11月5日発行の市議会だよりに掲載されるパブリックコメント案について、各部会長より報告を受けた後、質疑・意見を承り、素案であることを確認した。</p> <p>また、今後の予定については、パブリックコメント及び取りまとめ並びに農業まつりにおける意見交換会のブース設置の確認及び山梨学院大学江藤俊昭教授によるスーパーバイズを確認した。</p>
11月21日	最終結論の取りまとめ

(2) 議会基本条例点検部会の協議の経過

条例点検部会は、2018（平成30）年1月から11月までの間に16回の部会を開催し、議会基本条例の目的（市長との緊張関係、開かれた議会、住民福祉の増進）が達成されているかを点検し、議会費の検証以外の「適切な措置」を協議検討してきた。

議会改革特別委員会で全委員による条例点検に始まり、他会派・交渉団体の意見に対する意見、質問、回答まで至ると膨大なものとなった（資料①：条例点検シート）が、各委員や会派の考え（議会の現状認識や方向性）についてはほぼ全て出すことができた。

条例点検部会としてはさらに、条例点検シートに現れた意見の分析（資料②：定性・定量分析表）と、条項ごとに条例の3つの目的が達成されたかどうかの評価（資料③：目的達成点検シート）を行い、3つの資料をもとに、「必要な措置」を含め部会で協議すべき論点を出した。

特に男女共同参画の推進や災害時の対応については、議会が直面している喫緊の課題であるとの認識のもとで協議を進めた。

当初は、「あらかじめ合意して進められそうな課題」と「合意は難しくても議論すべき課題」をそれぞれ3つ程度に絞り込み、優先順位をつけて協議することを考えた。しかし、最初から「合意できそう」「合意は難しい」との先入観をつけずに提案された9テーマを絞り込まず全てワーキンググループと部会で時間をかけて議論した結果、最後まで意見が分かれて両論併記となったものは1テーマのみで、他は全て一致点を見出すことができた。

これは様々な考えを持つ議員が、互いの意見の相違を排除せず、議会基本条例の3つの目的に沿って、より良き議会にしていこうと思いを一つにしてじっくりと議論を重ねた結果であり、そのプロセスこそがソーシャルインクルージョンを体現していたと言えるのではないだろうか。

議会内で議論を重ねたこの報告書を基に、今後、さらに広範な市民の声が排除されることなく、受け止められ、活かされていく議会として発展することを望みたい。

開催回数	開催日	主な協議内容
第1回	1月9日(火)	・条例の点検は委員会で行い、細部の検討を3、4月以降行うための論点整理を部会として行うことを確認した
第2回	1月18日(木)	・12月までの作業行程について検討した ・詳細を決めこむことはせず、3月までは点検シートを元に課題の洗い出し作業を進めることとした
第3回	2月8日(木)	・部会運営の方針を確認し、優先順位をつけて協議していくこととした ・交渉団体ごとに提出された第二次点検をもとに、その取り扱いを協議した
第4回	2月19日(月)	・条例点検・評価について、先進事例（福島県会津若松市議会、埼玉県所沢市議会、東京都多摩市議会）を調査し、共有した ・点検シートをもとに意見交換を行った

第5回	2月26日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・3/22スーパーバイズでの部会としての質問項目を集約し整理した
第6回	3月14日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報5/5号の原稿作成方針について協議した ・点検シートとその分析(定量/定性)をもとに意見交換を行った
第7回	4月9日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の3つの目的が達成されているかどうか、各部会員で各条の点検作業を行った ・各項目についての質問への回答を記入し、点検シート作成は完了することを確認した
第8回	5月7日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・あらためて今後の部会の進め方と行程について協議し、確認した →点検シート、条例目的チェックシートをもとに各部会員から協議課題を2つずつ提案し、「あらかじめ合意して進められそうな課題」と「合意は難しくても議論すべき課題」に分けて意見集約していくこととした ・先進自治体視察について検討した
第9回	5月29日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・各部会員から提案された協議課題をまとめた →あらかじめ合意して進められそうな課題 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の対応全般・防災について(石井・高柳・青木) ・地方自治法に抵触しない附属機関の設置について(小口) ・市民意見に基づく議会としての政策形成サイクルの確立(重松) ・産休・育休・病休などについて(藤江、稗田) ・ソーシャルインクルージョン(上村・望月) →合意は難しくても議論すべき課題 <ul style="list-style-type: none"> ・会派について(石井・高柳) ・政策形成のシステム化(高原) ・交渉団体について(小口、青木) ・ソーシャルインクルージョンに配慮した議会とは(重松) ・前文と市民の定義について(藤江) ・議会図書室の活用について(稗田) ・政策形成サイクル(上村・望月) ・提案された課題の取り扱いについて協議した →9テーマに集約し、補足説明や論点、意見をあらかじめ提出した上で、次回部会から具体的な協議を始めることとした ・先進自治体視察の日程、視察先について決定した

第10回	6月29日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9つのテーマについて、提案説明を踏まえ協議した →各テーマのワーキンググループと責任者を決めた (1)前文と市民の定義(藤江、望月、重松) (2)ソーシャルインクルージョン(上村、望月) (3)会派(高柳、石井、重松) (4)交渉団体(小口、重松) (5)政策形成サイクル(望月、上村、高原、藤江、重松) (6)附属機関(小口、藤江) (7)議会図書室(青木、稗田) (8)災害時の対応(石井、高柳、青木) (9)産休・育休・病休(稗田、望月、高柳、青木) →ワーキンググループでは「必要な措置」として合意できそうな制度や仕組み、意見が対立する場合は主な論点と意見を作成し、次回以降の部会で協議する ・ 議会報8/5号の原稿作成方針について決定した ・ スーパーバイズの日程について確認した
視察	7月6日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県所沢市議会(72.1km²、人口34.4万人) 議員定数33人、7会派(無所属なし) ・ 2009年に議会基本条例を制定 ・ 議会運営委員会で毎年、目的達成度を評価している ・ 4年ごとに見直しをしている(これまでに条例改正1回) ・ 積極的議員がリードして議会改革の取り組みを制度化(全体化)している印象
視察	7月9日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三重県伊賀市議会(558.2km²、人口9.2万人) ・ 議員定数24人、6会派、無所属5人(議長は会派離脱) ・ 2007年に議会基本条例を制定 ・ 活性化推進会議で協議、議会運営委員会で条例を点検している(これまでに条例改正3回) ・ 条例制定時から10年経て議員の大半が入れ替わり、当初の議会改革の精神をどう継承していくか模索している
視察	7月10日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 愛知県岩倉市議会(10.5km²、人口4.8万人) ・ 議員定数15人、4会派(無所属なし) (議長は委員会所属せず) ・ 2011年に議会基本条例を制定 ・ 全議員参加の議会改革推進委員会で毎年、条例検証をしている(これまでに条例改正3回) ・ 全員参加で議会改革(議会改革視察も全議員で対応)を進め、継続的な議会改革に積極的な印象

第11回	7月19日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・先進自治体視察について意見交換した ・9協議テーマについて、各ワーキンググループから、資料と共に協議経過が説明された <ul style="list-style-type: none"> →意見があれば、7月中にワーキンググループにEメールで送付する →出された意見も踏まえ、ワーキンググループで「結論」「論点」「主な意見」をまとめる ・8/27スーパーバイズについて、事前の質問項目を確認した
第12回	8月15日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会報告書の構成について検討した ・9テーマについて、ワーキンググループ案をもとに協議し、引き続きワーキンググループで修正検討することとした <ul style="list-style-type: none"> →(2)ソーシャルインクルージョンについて、結論を簡素化する →(3)会派、(6)附属機関、(7)議会図書室について、条例改正をせず現状維持とすべきとする意見についても検討する →(4)交渉団体について、大会派も合同して結成できることとするかどうか検討する →(9)産休・育休について、会議規則を改正することが合意された ・部会協議をもとに修正した9テーマについて、議会費検証部会員に提示し、1週間、意見を募集することとした ・9テーマの協議結果について、10月後半～11月上旬に市民パブリックコメントを取ることを決定した <ul style="list-style-type: none"> →9月中に原案と議会報11/5号の原稿をつくる →議会報11/5号の増ページを追求する
第13回	9月14日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・8/27スーパーバイズについて意見交換した ・委員会報告書の構成について検討し、本編に部会開催経過、9テーマ協議結果を、資料として条例点検シート、定量・定性分析表、目的達成点検シート集計、「条例の趣旨及び解説(改訂版)」を盛り込むことを6者協議に提案することを決定した ・パブリックコメントに付す9テーマについて、最終確認した <ul style="list-style-type: none"> →議会費検証部会員からの意見はなかった →内容は変えず、体裁は統一する ・予算の都合上、増ページができなかった議会報11/5号の原稿作成方針について協議した
第14回	9月28日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報11/5号の原稿について、協議した ・パブリックコメントに対して、各テーマのワーキンググループ責任者が回答案を作成することを確認した

第15回	11月16日(金)	<ul style="list-style-type: none">・パブリックコメントの回答について、協議した・委員会に提出する報告書原案（部会担当部分）について協議した
第16回	11月19日(月)	<ul style="list-style-type: none">・委員会に提出する報告書原案（部会担当部分）について協議し、確認した

(3) 議会費検証部会の協議の経過

議員とは何か ～議会費を検証するにあたって～

議論の背景

2014年12月に議会改革特別委員会が報告書をまとめた後に行われた国立市議会議員選挙では、選ばれた顔ぶれも変わりました。各議員の公約や、支持者から寄せられた意見は様々であるため、再度立ち上がった議会改革特別委員会でも、議会費検証部会（以下、当部会）が設置され、議会費の検証を行うことになりました。

第1回の当部会では、地域民主主義の発展のため、憲法や地方自治法（以下、法）で定められた二元代表制の意味、その在り様を議論しました。民主主義の学校たる地方自治の発展が、平和や国民主権に欠かすことのできない要素であり、地域民主主義を具現化する議会には重い責任があるとの意見が出されました。

その一方で、議会は市民から存在が遠く、実生活にどのような影響があるのか実感できないことや、市民は議員の存在、仕事の内容が分からず、二元代表制をコストと捉え、議員定数や議員報酬削減の声につながっているのではないかとの意見も出されました。

そこで当部会では、議員の存在意義や役割を明確にし、議員の役割を十分に発揮し、その成果を市民に還元するに適した議会費のあり方を検証することにしました。

議論の結果、当部会で位置付けた議員の役割は、以下のようなものとなりました。

①地域民主主義の担い手、住民の代表として、住民の意見が行政に反映されているか監視し、行政に政策提案していく役割があります。

議員の権限については、法第96条から第100条に規定されています。地域民主主義の発展は、議員が市民の声を聴き、行政に対して政策提言を行ったり、条例を立案することによって実現されます。

また、市に執行を認めた予算や条例事項が、その通りに実行されているか監視し、住民の声が常に行政に反映されるよう取り組む役割があります。

②一般質問などを通じて市民の声を行政に届ける役割があります。

議員は市民の声を聴き、新しい政策の必要性や、既に行われている行政サービスの改善性を認めた場合、一般質問の形で行政に伝えます。

法では、市議会の定例会は年4回以内と定められています。国立市議会では、年4回の定例会すべてで一般質問の期間が設定されており、そこでは閉会中に各議員が行った市民の意見聴取を含めた調査活動の成果を発揮しています。

この他、予算や決算の特別委員会でも、調査活動で得た市民の声を施策に反映できないか行政に質疑します。

③行政の提案に対し議決権を行使し、市の意思とするかどうか判断する役割があります。

議会には、非常に強力な権限である議決権が与えられています。行政は事務の執行を行いますが、議会の議決を経て、過半数以上の賛成がないものは、原則として執行することができません。また、過半数以上の賛成を得たものは、市の意思として執行されます。議決権は、行政の提案を市の意思とする極めて重大な責任を伴う行為ですので、その行使にあたっては広く市民の意見を聴く必要があります。

④国など関係機関に、意見書を提出する役割があります。

市民が生活するうえで、国などに伝えたい意見があっても、それを行うにはかなり高いハードルがあるといえます。そこで、市民に身近な市議会議員を通じて国などに意見を述べたり、議員が市民の意見を吸い上げて国に伝える方法が法によって確保されています。

当部会では、身近な市民の意見を国など関係機関に上げることができる意見書提出に、大きな意義があると考えています。ただ、提出にあたっては、「市民の切実な願いがあるものや、自治体の公益に関わるものであるべきで、外交、防衛に関わるものは意見書としてふさわしくない」、「意見書を提出した以上、その後どうなったのか検証が必要ではないか」、との意見もあります。

⑤情報を公開する役割があります。

議員には、市の施策を市民に伝えたり、それに対して賛否の表明をする役割があります。市が提供する情報を補って市民の理解を求めるものもあれば、市

の施策に反対する論拠を述べる場合もあります。一元的な情報提供ではなく、多様な情報を提供すれば、市民はさらなる施策の向上を求めたり、選挙の際、自分の意思に近い人や、「この人になら一票託せる」と思える議員に投票できるようになります。

⑥行政が審議会を立ち上げたり、中立的なオンブズマン制度を設ける中、議員にはどのような役割があるのか議論しました。

議員は、行政の議案提出にあたり、「どれくらい市民の声を聴いたのか」とよく質問します。そのため、審議会は、議案提出前の1つのツールではないかと考えました。また、審議委員は市民が選ぶのではなく、行政が選ぶため、行政の政策の方向性と一致した人を選ぶ点や、審議時間に一定の制約があり、行政へのチェック機能は働かないと考えています。

このほか、「行政だけで案を決めても市民が納得するものをつくれな可能性があるので、行政が市民の声を聴く1つのツールである」、「審議会は専門的知見からの助言で、全体の市民の声を代弁している訳ではない」、「世論が二分するような問題に結論を導き出すことは難しい」との意見が出されました。ゆえに、いくら多くの審議会が存在し行政に答申を出したとしても、その内容は議会が議決時に判断する材料を提示する、補完的なもののため、議会の役割は担えないと考えました。

中立的なオンブズマンには、行政、議会のはざままで苦しんでいる人を救済する意義があること、行政サービスを受けている人が、行政に苦情を言うのはハードルが高いため、中立的なオンブズマン制度は使いやすいと考えます。しかし、オンブズマンは申立てがないと作動しなかったり、行政に政策提言したりするものではありません。また、オンブズマンは一人であり、専門知識を有する特定の人のため、多様な市民の意見を行政に反映させる議会の役割は担えないと判断しました。

議論の結果

以上の検討の結果、私たち議員には、憲法や地方自治法に定められた固有の権能があることを再認識しました。そしてその権能を市民のために十分発揮するために必要な議員定数、政務活動費、議員報酬、期末手当はどのようなものか、そのあり方を議論することにしました。

I 当初に出された各会派の意見

当部会では各会派がそれぞれの項目について考え方を持ち寄り発表し、質疑を受けることにしました。他の会派の考え方に共感した場合、自分の会派に持ち帰り議論を行い、その結果を報告するなど、自分の会派の結論ありきではない運営を行いました。

各会派が初めに出した意見は表の通りです。

会派名	① 政務活動費について
自由民主党 ・明政会	市民の付託に応える充実した活動には増額をするべき。月2万円程度
日本共産党	<p>実態としてどのくらい足りないのかを全会派で調査検討の上で、上げるか現状維持かを決めてはどうか。前期の財政検討部会では、足りないという共通認識であったので、現状では、下げることは考えられない。</p> <p>日本共産党としては、約1万円あげて、月2万円とすることを提案する。</p> <p>上げる場合の財源としては、市民負担を考慮するならば、全体の議会費を上げずに政務調査費を上げる方法として、報酬を、1万円下げて、月48万円とし、その分を政務調査費に上乘せすることを提案する。月2万円とすることにより、議員活動の見える化が進められる。ただ、上げると同時に活用しづらい政務活動費の使える範囲を見直す検討も必要である。</p>
公明党	現状維持
緑と自由の風 (重松議員)	<p>政務活動を十分賄える額を議員に支給する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬からの持ち出しは、用途を明確にしなくて良いので、議員個人的には面倒くさくなくて良いが、政治の透明性の観点からは好ましくない ・「役職の対価」としての議員報酬や期末手当を減らしてでも、用途を明確にした「活動費保障」としての政務活動費で、議員個人及び会派の政務活動が全て賄える額と支給方法とすべきである ・現在は会派支給だが、複数人会派の場合、個人の政務活動には充てられず、報酬からの持ち出しになっている ・現状は政務調査活動の一部分だけを報告書に記載しており、そもそも政務活動に必要な額がどれくらいかについて測っていない。まずは必要な額を全て記載しオープンにするところから始めなければ、市民の理解は得られないだろう ・より専門化・常勤化が進めば、常勤的スタッフの活用など、政務活動の必要経費は大きく膨らむはずで、「どのような議会を目指すか」という市民的議論とセットで「議員の政務活動はコストの妥当性」が検討されることになる。

緑と自由の風 (関口議員)	政務活動費は、月1万円は、市民的に見ても少ないので、増額する。
新しい議会	<ul style="list-style-type: none"> ・月に1万5,000円くらいが妥当。 ・使い難いので、増やす必要はない。 ・時間を含めるコストを考えると、通販は必需。 <p>クレジットカード払いが原則できないのは使い難い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視察などの際に自家用車で動く方がコストがかからないことが多い。(他市ではガソリン代、有料道路料金、駐車場代などが認められる) ・増やすなら使いやすくなる工夫が必要。できないなら現状維持。
社民党	政務活動費で足りない分を報酬から出すのは当然で、増額の必要性は感じない。
リビルド国立	<ul style="list-style-type: none"> ・増額の必要性は感じない(そもそも論として、報酬とは役務の対価。であるならば、役務の対価とは別に金銭が支給されていることになる現状をどのように捉えるのか、という議論は必要ではないか。) ・時代の技術等(クレジット決済など)に必ずしも即していなことから、使用しづらさが目立つなど改善の余地はある。 ・現状維持かいっそ廃止を視野に議論をしても良いのではないか。

会派名	② 議員報酬について
自由民主党 ・明政会	現状のままで問題無い。
日本共産党	報酬は、基本、現状維持でよい。 ただし、政務活動費を1万円上げる場合は、報酬を1万円下げて、48万円とし議員活動の見える化につなげる。
公明党	現状維持
緑と自由の風 (重松議員)	<p>特定任期付職員の給与月額(60万8,100円)に合わせる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬とは、地方自治法第203条で「役務に対する対価」として位置づけられており、議員以外は勤務日数に応じた支給が原則となっている ・自治体議員の場合、2008年に名称を「議員報酬」として改められ、報酬一般とは別に位置付けられた。定数を大幅に絞って専門職化・常勤化を進めるならば、報酬一般の定義に加え、国会議員「歳費」のように「広範な議員活動の職務と責任に対する対価」としての性格を強めてしかるべきである。(全国都道府県議長会は「公選職」として「地方歳費」化を求めている) ・国会議員の場合、国会法第35条で「一般職の国家公務員の最高の給与額(地域手当等の手当を除く。)より少なくない歳費を受ける」と規定されている。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国立市の一般職職員の最高の給与月額、6級（部長級）3号級で50万8,900円、特定任期付職員5号級で60万8,100円であり、職務の性格も踏まえるならば、特定任期付職員5号級に合わせる ・ 東京都人事委員会勧告を援用して市が特定任期付職員給料を改定した場合は、同じく改める。
緑と自由の風 (関口議員)	<p>政務活動費を除く報酬、期末手当の2項目については、全てを含み年収として課長と部長の年収の中間を目安とし、等級を決めて固定給とする。課長の一番上位、部長の最低等級のどちらかに合わせてもよいが固定とし、人事院勧告に連動すること。</p> <p>社会状況に応じ議員自らが給与引き下げなどをするときは期間限定とし、期間がきたら基本等級に戻す。職員給に連動する形で、市民からも納得される形態とする。</p>
新しい議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状維持（全員一致）
社民党	<p>基本的な考え＝生活保障＋行動費</p> <p>類似団体と中央線沿線市を比較して検討してみる。</p> <p>期をまたぐ結果になっても、議会が決めた額が妥当か報酬等審議会に聞いてみる。</p>
リビルド国立	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「議員が果たしてきた成果」と「住民の納得感」が均衡するポイントを見いだせていないことが大きな課題 ・ 現状の議員報酬では、議員（議会）の活動に対して、住民の納得感に応えるものになっていないと考える。 ・ 前向きに考えるなら、住民の納得感に応えるための価値向上を図る必要があるが、議員各人に起因するため難しいのではないかと。 ・ 現状の議員報酬維持は住民の納得感に応えるものとは考え難く、価値向上に向けた取り組みも難しいとなれば、当然、削減していくべき。 ・ そうでなければ、住民の意思を踏まえた意思決定・合意形成を負う議会の信頼は担保・維持できなくなっていくのではないかと。 ・ 民意を直接参考にするため、審議会や意見交換会のみならず、投書やインターネットなどで広く住民の考えを聞く努力をするべき。議会内での議論だけでは、残念ながら閉鎖的な議論になってしまいかねないので、それを避ける必要がある。

会派名	③ 期末手当（役職手当・人事院勧告）について
自由民主党 ・ 明政会	人事院に従うべき。
日本共産党	役職手当については、市民への合理的な説明ができない限り、なくすべきである。 人事院勧告については、議員は一般の公務員とは違うので従う必要はないと考える
公明党	人事委員会勧告に連動すべき (1) その都度、会派代表者会議等で協議しているが、上がる時もあれば下がる時もあるので連動すべき

<p>緑と自由の風 (重松議員)</p>	<p>期末手当…特定任期付職員の支給率（報酬の3.3月）に合わせる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「勤勉手当については、特別職の勤務の特殊性等はすべて給料で評価されていると見るべきであり、また勤勉手当は職員の勤務成績に着目して支給されるものであることからその性格上なじまないものである」（自治体の給与人事研究会編著『自治体の給与・人事戦略』学陽書房P.90）との意見がある。 ・実際、国家公務員も、国立市も、勤務成績に応じて支給される勤勉手当は、任期付職員に支給されない ・勤勉手当を除く期末手当の支給率は、一般職でも職階により異なるが、国立市の場合、勤勉手当が支給されない特定任期付職員が最も高く、年間3.3ヶ月分となる。報酬月額と同様、特定任期付職員に支給率を合わせるのが合理的である。 ・東京都人事委員会勧告を援用して市が特定任期付職員の期末手当支給率を改定した場合は、同じく改める。 <p>期末手当の職務加算…議会役職に応じて5～20%まで複数の加算率とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全議員が一律で最大の加算率が適用されているのは不合理である。 ・よって、支給基準日の議会内の役職の責任に応じて加算する。例えば議長20%、副議長15%、委員長（常任・特別・広報・広聴）10%、副委員長5%など。 ・ここまでで、一般議員の年棒は、60.81万円×(12+3.3)ヶ月=930万円となる（年収的には各種手当付の課長レベルか）
<p>緑と自由の風 (関口議員)</p>	<p>政務活動費を除く報酬、期末手当の2項目については、全てを含み年収として課長と部長の年収の中間を目安とし、等級を決めて固定給とする。課長の一番上位、部長の最低等級のどちらかに合わせてもよいが固定とし、人事院勧告に連動すること。</p> <p>社会状況に応じ議員自らが給与引き下げなどをするときには期間限定とし、期間がきたら基本等級に戻す。職員給に連動する形で、市民からも納得される形態とする。</p>
<p>新しい議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・役職加算は現状のまま。期末手当は職員に合わせる。 ・期末手当は人事院勧告に連動すべき。
<p>社民党</p>	<p>役職加算：どこの市も加算している。完全になくすと大幅な賃下げになる。</p> <p>よって、何らかの方法で残す。</p> <p>月数：都人勧が引き上げの勧告をしても、現状維持。 都人勧が引き下げの勧告をしても、3.95月まで現状維持。 3.95月到達後は、都人勧と連動。 3.95月に到達しないでハイパーインフレになったら都人勧と連動。</p>
<p>リビルド国立</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いっそ、政務活動費や報酬を含め、年棒制で定めてしまうという検討をしてみても良いのではないか。 ・議会内の役割に対する責任の対価として、役職加算は認められても良いと考える。 ・客観的な指標として、人事院の勧告を参考にすることは是としてもよいのではないか。

会派名	④ 定数
自由民主党 ・明政会	各委員会7名とすると21名。国立市の場合議長も委員会に属すやり方だ。現にこの7年間の多くの時間は21名で運営してきて問題があるとは思わない。定数は21に減るべき。
日本共産党	<p>現状維持とする</p> <p>理由</p> <p>①定数は、前回の財政検討部会や今回のスーパーバイズでの結果より、委員会での十分な議論と声の多様な声の反映を確保するうえで、委員長を除き最低6人は必要で、議長は別に置くべきという点から、$7 \times 3 + 1 = 22$ で現状維持とする。</p> <p>4年前の特別委員会の財政部会での議論で、今後は、定数と報酬、政務活動費など別々に議論するのではなく、トータルで考える事も必要という指摘をしている。その視点で、地域民主主義の実現を目的とする点からも、議会費削減のために定数削減というのであれば、定数でなく報酬や議員に係る経費を見直すべきである。</p> <p>②地域民主主義の実現という目的に照らせば、どれだけ多くの多様な市民の声を拾い上げていけるかという点が大切である。前回の市議選の得票数をみると、20位が1073票、21位が941票、22位が866票、23位が813票と僅差であり、たとえば、定数を1減らすと約800人から900人の声を捨てることになるという点からも、削減はよほどの財政難でない限り行うべきではない。</p> <p>寧ろ、今より少ない人口で、一番多い時で30人の議員がいたわけであり、一方で議員の仕事として求められていることは広聴委員会や広報委員会での実質的な仕事増や今後政策提言を行うための研究・議論の必要性の増大を考えると、減らすことは、地域民主主義の実現とは逆行することになると考えられる。</p>
公明党	<p>削減</p> <p>(1) 各常任委員会の定数は7。</p> <p>議長も1つの委員会に所属して、委員として意見を述べる方が良い。</p> <p>(2) 行財政改革の視点、他市と比較の観点</p> <p>(3) 現状21名だが、支障があるとは思えない</p>
緑と自由の風 (重松議員)	<p>専門職・常勤職的な16人で市民参加型・熟議型議会を目指す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例25条に規定する「地域民主主義の実現に向けた多様な民意の反映」と「市長等の事務執行の監視機能及び議会の政策立案機能を果たすのにふさわしいこと」が基本である。 ・市民の民意や利害関係、立場が多様化・複雑化・細分化する今日、議員(委員)だけで「多様な民意の反映」は難しい。議員数を多くすると、バラバラになり民意の集約が難しくなる(熟議なきままの形式的な多数決に頼りがち)。 ・委員会運営自体への(形式的でない実態を伴う)市民参加、複数のテーマで公募市民も含む附属機関が常設的に動き、公聴会や参考人招致などが柔軟に活用されていくことを前提として、「専門職(プロフェッショナル)議員が常勤的に多様な民意を受け止め、熟議する議

	<p>会」を構想する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会を例に議事に必要な最低人数を5人として3常任委員会で15人。 ・議会全体を統括する議長は、委員会の委員には就任せず、議長として全委員会に出席すべき（発言権あり、議決権はなし）である。 ・2常任委員会制あるいは、英国国会のような本会議主義（読会制）も不可能ではないと思うが、その場合は所掌分野が多方面に広がることから、いずれにしても全議員の定数は15人程度必要と考える。
緑と自由の風 (関口議員)	<p>委員会での議論は、基本的に委員長を除いて6～7人程度がいいと思います。国立市の課題を検討するのに3常任委員会が現在適切に機能していると思いますので、各委員長を含めて21人～24人の議員が必要と考えます。よって、ここに議長を加えて、22人～25人が国立市の課題を議論の上では、最適な議員数であると考えます。</p> <p>議員数を財政面から考えるよりも、国立の課題を議論するのに必要な人数から検討すべきであり、22人が最低限の必要議員数と考えます。</p>
新しい議会	<ul style="list-style-type: none"> ・定数を減らすべき（まずは1減） ・定数を減らすべき（2減） ・20人にすれば小学校区に対して2.5人
社民党	1常任委員会7人で3常任委員会の21人+議長で22名。
リビルド国立	<ul style="list-style-type: none"> ・人口75,000人(±5,000人)、面積8.15km²→人口だけでなく、面積という活動の範囲も含める(行政効率の良さ) ・議員の職責(果たさなければならない機能)とは何か→以前確認した議員とは何かをベースとする ・現状、職責を果たすために必要な手段、取りうる手段を洗い出す(AIなどの最新の技術などを含め検討する) ・議会事務局の機能や人員に対してどのような職務を求めるか <p>を前提にして、国立市に本当に必要な議員の数を議論すべきと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、建設環境委員会では、委員長を含む6名で行われているが、人数を原因とした課題は発生しておらず、十分審議可能と考えられる。 ・一方、選挙で反映された民意を負うという点では、議長であっても一議員としての職責は負うものと考えられるため、議長も委員会に所属すると考えてもいいのではないか。 ・よって、少なくとも定数18(4削減)を視野に議論の照準を定めるべきと考える。さらに、そこに、新しい技術の利用などによって更なる合理化の余地を検討する必要がある。

Ⅱ 各会派が出した意見に対する、論点整理の内容

各会派から意見が出された後、委員は自由に意見を述べたり、他の会派へ質疑を行いました。質疑は、各会派の意思を質すものであったり、論点を明確にするものなど多岐に渡りましたが、当部会として特別委員会に報告を出すには、なんらかの論点整理をする必然性に気づきました。そこで、各会派から出された意見を公平に抽出し、それぞれの意見に賛否を述べる方法をとりました。抽出した課題は、以下の通りです。

1. 政務活動費について

- ① 増額に賛成か反対か
- ② 現状維持に賛成か反対か
- ③ 廃止に賛成か反対か

2. 議員報酬について

- ① 現状維持に賛成か反対か
- ② 削減に賛成か反対か
- ③ 増額する（部長の年 1,112 万 3,000 円と課長の年 936 万 2,000 円の中間）に賛成か反対か
- ④ 特定任期付職員（月 60 万 8100 円）に合わせるに賛成か反対か
- ⑤ 議会が決めた内容を市長経由で報酬等審議会にかけることに賛成か反対か

3. 役職加算について

- ① 一律 20%で残すことに賛成か反対か
- ② 正副委員長、正副議長など、職責に応じた支給率に変えて残すことに賛成か反対か
- ③ なくすことに賛成か反対か
- ④ 年俸制に移行することに賛成か反対か

4. 期末手当の人勧連動

- ① 連動することに賛成か反対か
- ② 連動しないで、毎回会派代表者会議などを開き、議会が決めることに賛成か反対か
- ③ 人勧の内容が上がっても下がっても現状維持。ただし人勧が 3.95 月に到達した場合は、以降連動。3.95 月に達しないでハイパーインフレになったら人勧と連動するに賛成か反対か

5. 議員定数について

- ① 定数 15 人（議員 15 人のほか、議会の附属機関（子育て分科会やまちづくり分科会など部会長の例示）に公募市民や学識経験者などが参画すること）に

賛成か反対か

- ② 定数 16 人に賛成か反対か
- ③ 定数 18 人に賛成か反対か
- ④ 定数 19 人に賛成か反対か
- ⑤ 定数 21 人に賛成か反対か
- ⑥ 定数 22 人に賛成か反対か

Ⅲ 論点整理に対する各会派の意見

論点整理に対する各会派の意見は以下の表の通りです。

会派名	1 政務活動費について
自由民主党 ・明政会	① 増額に賛成か反対か 賛成：議員として研鑽を積む上で視察費用やレポート報告等現状では不足。 ② 現状維持に賛成か反対か 反対：議員として活動の幅を広げるためにも増額をするべき。 ③ 廃止に賛成か反対か 反対：政策に対して十分な調査や研究が出来なくなる。
日本共産党	① 増額に賛成 ・現状で、例えば、共産党会派として議会報告を配布するのが年 2 回程度で、市民への十分な説明責任を果たしているとはいえない。研修や視察も十分ではないので、議員としてスキルの向上のためには増額が必要と考える。 ・領収書の添付を義務付けて、市民に見える化したうえで、各会派の必要な額をだしあい、増額を決める。共産党としては 1 万円/月額増額が適切と考える。 ② 現状維持に反対 ・上記の理由で足りないと考え ③ 廃止に反対 ・政治活動の見える化の一環として政務活動費の公開があるので、その幅を広げていくことの方が大切と考えるので反対。
公明党	② 賛成 ①③は反対 理由：政務活動費は平成 29 年度に議会事務局が作成した「政務活動費の手引き」に基づいて活用すべきである。その上で、現状の金額で研修会等に出席しており、それで充分であると考えているので増額の必要はないが、廃止では研鑽の機会も減るので反対。
緑と自由の風	①増額に【賛成】 (会派だけでなく) 議員の政務活動にかかる費用はほぼ全額、透明性の高い政務活動費で賄われることが望ましい。

	<p>②現状維持に【反対】 増額に賛成のため</p> <p>③廃止に【反対】 議員活動の説明責任を果たすため、使途が公開され透明性が高い政務活動費は必要である。</p>
新しい議会	<p>① 増額に賛成か反対か 賛成：1万円では足りない現状。遠方への視察や有料の研修にも使いたい。</p> <p>② 現状維持に賛成か反対か 反対：現状、足りないの人が多い。</p> <p>③ 廃止に賛成か反対か 反対：政務活動費は残すべき</p>
社民党	<p>①増額に反対</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増額的前提となる実態調査を行っていないから。 ・実質賃金が上がらない、年金が下がっている現状で、政務活動費の増額は市民の理解を得られない。 ・現状でも年3回遠方へ研修や視察に行けているため、増額の必要性を感じない。 ・足りない分を報酬から出すのは当然のこと。 ・議員報酬を減らし、政務活動費を増やすことは、透明性の確保からまっとうに聞こえるが、使途が極めて厳しく限定されていたり、全額認めてもらえない部分があるので、議員活動を完全に支えているとは言い難いから。 <p>②現状維持に反対</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員報酬が生活費＋行動費と考えるので現状1万円も不要と考える。 <p>③廃止に賛成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員報酬が全国の勤労者の平均給与より高いのは、議員報酬が生活費＋行動費と考える。よって、報酬以外に議員へ金銭給付があるのは私見に反するので、政務活動費の廃止に賛成する。
リビルド国立	<p>①増額に賛成か反対か →反対</p> <p>そもそも、使途を明確にするという条件はあれど、活動費としての性格を有する報酬とは別に、金銭が支給されていることに疑義を持っている。</p> <p>さらに、政務活動費が不足しているという主張に対し、何に使用するのに、いくら足りないのか、を明確に共有できていないのに、足りないと感じるから、多くあれば～に使えるからといった理由で公金の増額を認めるわけにはいかないのではないか。</p> <p>②現状維持に賛成か反対か →反対</p> <p>現状のルールでは使いづらいなどの意見が出ているが、むしろ現状のルールが適正なのであって（議会事務局はよくまとめてくれました）、そこに使いづらさを感じているならいっそ廃止してしまえば良い。</p> <p>というのも、使いづらいルールなのに、使い切っている、という状況なのであれば、それは</p>

	<p>住民からの反論や誤解を免れないのではないかと。</p> <p>③廃止に賛成か反対か →賛成</p> <p>①で述べた理由と②で述べた理由に同じ。</p>
--	---

会派名	2 議員報酬について
自由民主党 ・明政会	<p>① 現状維持に賛成か反対か 賛成：前期の検証から新たな条件や指標が示されていない。</p> <p>② 削減に賛成か反対か 反対：削減する理由が見当たらない。</p> <p>③ 増額する(部長の年1,112万3,000円と課長の年936万2,000円の中間)に賛成か反対か 反対：市の職員と比較する事が妥当とは思わない。</p> <p>④ 特定任期付職員(月60万8,100円)に合わせるに賛成か反対か 反対：市の職員とは根本的に仕事の内容が違う。</p> <p>⑤ 議会が決めた内容を市長経由で報酬等審議会にかけることに賛成か反対か 反対：現状維持で妥当と判断している。必要ない。</p>
日本共産党	<p>① 現状維持に賛成 ・前期の議会改革特別委員会で、やり方として完璧とはいえないまでも、現状の報酬が妥当ということが出ている。その後、大きな社会情勢の変化はないので、現状維持でよいとする。</p> <p>② 削減には、基本的には反対だが、条件により賛成 ・たとえば、政務活動費を1万円増額した場合、1万円報酬から削減することはありだと考える。そうでない場合は、削減には反対。</p> <p>③ 増額する(部長の年1,112万3,000円と課長の年936万2,000円の中間)に反対 ・国民の実質賃金が下がり続けている中、また所得の中央値も下がっている中、そこまでの増額は、市民に納得いかないと考えるので。</p> <p>④ 特定任期付職員(月60万8,100円)に合わせるに反対 ・議員定数と連動した提案なので、あり得ないので反対。</p> <p>⑤ 議会が決めた内容を市長経由で報酬等審議会にかけることに賛成 ・変更する場合は、議会だけでなく、報酬審議会にかけて理解を求めることは必要と考える。</p>
公明党	<p>① ⑤賛成 ②③④反対 理由：⑤は第三者の意見を聞くことも大切であると考え。</p> <p>② 人材確保の視点から反対</p> <p>③ 職員と議員は、常勤非常勤と働く形態が違うので反対。</p> <p>④ 特定任期付き職員は資格が必要だが、議員は資格は必要でないので反対。</p>

<p>緑と自由の風</p>	<p>①現状維持に【反対】 増額に賛成のため（ただし議員数が大幅減で常勤的議会活動となる前提なら賛成）</p> <p>②削減に【反対】 増額に賛成のため</p> <p>③増額に【賛成】 合議制の議会議員の職責を考えると、報酬・手当・政務活動費をあわせると部長（11人、平均1,012万円）と課長（36人、平均921万円）の中間程度となるのが妥当ではないか。ただし、議員数が今より大きく減り、（議員個々人でなく）議会活動が常勤的なものになることが前提。</p> <p>④特定任期付き職員に合わせるに【賛成】 合議制の議会議員の職責を考えると、任期付きの「高度の専門的知識経験又は優れた識見を有する者」と比較し、その最高号給（4級、部長級）にあわせるのが妥当ではないか。ただし、議員数が今より大きく減り、（議員個々人でなく）議会活動が常勤的なものになることが前提。</p> <p>⑤報酬審議会にかけることに【賛成】 「議員・市長の『お手盛り』で決めない」との報酬審条例の趣旨からすると、③④を提案して、必ず第三者機関にかけるべきである</p>
<p>新しい議会</p>	<p>① 現状維持に賛成か反対か 消極的な賛成：議決をするという責任の重さを考えると決して高い報酬とは言えないが現状は妥当。昨今の地方議員の職業別状況を見ると、専門議員が圧倒的に多い。継続できる保証もなく退職金も（厚生年金なども）ない職業なので、生活できるだけの対価がないと優秀な議員は集まらない。ただし、政務活動費の補填を報酬から補っているので現状で充分とは言えない。</p> <p>② 削減に賛成か反対か 反対：現状が充分とは思えず、削減すると議員の仕事に専念できなくなる怖れも。</p> <p>③ 増額する（部長の年1,112万3,000円と課長の年936万2,000円の中間）に賛成か反対か 増額には賛成：報酬が生活費ではないとは言え、専門が多い国立市では、議員の生活を守ることも必要。金額は類似団体を参考にすべきだが、人口よりもむしろ地価や物価を考慮した方がよい（職員が国立市に住まない理由を聞くと、家賃が高いという答えが多いので）。ただし報酬額については、部長と課長の中間が適当かどうか検証の必要がある。</p> <p>④ 特定任期付職員（月60万8,100円）に合わせるに賛成か反対か 反対：特定任期付職員の5号級「極めて高度の専門的知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する極めて困難な職務」に値するのかどうか見極めが難しい。</p> <p>⑤ 議会が決めた内容を市長経由で報酬等審議会にかけることに賛成か反対か 反対：とくにかける必要を感じない</p>

<p>社民党</p>	<p>①現状維持に賛成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員報酬が全国の勤労者の平均給与より高いのは、議員報酬が生活費＋行動費と考える。子育て世代や、民間経験の長い人が議員になろうとするなら概ね妥当な報酬額と考える。 ・前期の議会改革特別委員会・議会費部会で原価方式を採用するにあたり、議員活動の実態調査を行った。それから得た活動時間を市長給料と比較するとおおむね妥当な水準だったから。 <p>②削減に反対</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代や、民間経験の長い人が議員になろうとするなら概ね妥当な報酬額と考えるから。 ・しっかり仕事をしている人の報酬を下げることに違和感があるから。 ・腰掛のように市議会議員をやり、都議選や市長選にでたがる人をうみかねないから。 <p>③増額するに反対</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実質賃金が上がらない、年金が下がっている現状で、議員報酬の増額は市民の理解を得られないから。 ・前述の通り、妥当な報酬額と考えるから。 <p>④特定任期付職員に合わせるに反対</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政の職員と議員とは役割が違うから。 ・ほか、③と同様の理由。 <p>⑤議会が決めた内容を市長経由で報酬等審議会にかけることに賛成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見交換会でも報酬額の妥当性に疑問が出されているから。 ・議会が議論した内容の資料を添えて報酬審にかければ、他市との比較だけで答申することはないと考えるから。
<p>リビルド国立</p>	<p>①現状維持に賛成か反対か →反対</p> <p>”議員とはなにか”で議論をしたとおり、ICTなどの技術向上や社会状況の変化を前提にした議会改革となる担保がとれないのであれば、維持・増額を許容することは一切できない。</p> <p>②削減に賛成か反対か →賛成</p> <p>①で述べた理由と同じで、社会状況の変化に議会・議員が合わせて進化していくという姿勢が全体で共有できなければ、減額やむなしと考える。</p> <p>なお、人材確保の視点で考えるなら、選挙という仕組みにおいて被選挙権を行使する側、と選挙権を行使する側で利害は一致するはずなので、結果的に、社会状況や環境変化に合わせて、条件は落ち着くところに落ち着くはずであるので長期的な意味では心配する必要はない。(報酬や議員定数への理解はある程度の市場原理で説明ができるはずだ、ということ)</p> <p>③増額する(部長の年1,112万3,000円と課長の年936万2,000円の間)に賛成か反対か →反対</p> <p>①で述べた通り</p>

	<p>④特定任期付職員(月 60 万 8, 100 円)に合わせるに賛成か反対か → 反対</p> <p>①で述べた通り</p> <p>⑤議会が決めた内容を市長経由で報酬等審議会にかけることに賛成か反対か→賛成</p> <p>本筋で考えると、行政に委ねる部分ではないと思うが、制度上、住民の意見を反映させていくためには、このような手続きでならなければいけない以上、必要だ。</p>
--	--

会派名	3 役職加算について
自由民主党 ・明政会	<p>① 一律 20%で残すことに賛成⇒現状のままで良いと考える</p> <p>② 正副議長、正副委員長など、職責に応じた支給率に変えて残すことに反対⇒役職がある議員とそうでない議員との格差が生まれる。役職をめぐる政治的争いを生むだけ。</p> <p>③ なくすことに反対⇒議員の報酬は現状のままで良いと考えているので。</p> <p>④ 年俸制に移行することに反対⇒人勸に連動した報酬システムのほうが市民の理解が得られやすいと考える</p>
日本共産党	<p>① 一律 20%で残すことに賛成</p> <p>・役職加算が、議決という重大な責任を負っている役に対する加算とするという点に納得した。その点を市民に明らかにし、残すことも必要と考えた。</p> <p>② 正副委員長、正副議長など、職責に応じた支給率に変えて残すことに反対</p> <p>・委員長・議長は報酬に上乘せがあるので、必要ない。</p> <p>③ なくすことに反対</p> <p>・①の理由と同じ</p> <p>④ 年俸制に移行することに反対</p> <p>・年俸制にすると、12 か月で割って、1 か月あたりがかなり膨れるので、市民に理解を得るのが大変だと考える。報酬の透明化の点からも、現状の報酬の在り方が良いと考える</p>
公明党	<p>③ 賛成 ①②④反対</p> <p>理由：①20%の役職加算は、議員それ自身が役職という考え方で市民にも分かりづらいので反対。</p> <p>② 報酬に職責に応じた支給率が加えられているので反対。</p> <p>④ 唐突な意見で現実的でないので反対。</p>
緑と自由の風	<p>①一律 20%で残すことに【反対】</p> <p>公表される支給月数と別に一律で条例に規定することによって、わかりにくくなっている。全員が同率で加算するなら、支給月数そのものを増やせばよい。</p> <p>②職責に応じた支給率に変えて残すことに【賛成】</p> <p>職責に応じて期末手当の額が加算されることはあってよい。特に副委員長職は現状、報酬も期末手当も一般議員と変わらないので、加算してよいのではないかと。</p> <p>職責が重く実務量も多い特別委員会や広報委員会、広聴委員会などの役職も、常任委員会な</p>

	<p>みに加算（月額報酬も期末手当も）があつてよいのではないか。</p> <p>③なくすことに【賛成】 役職加算制度じたいがわかりにくい。 議会内の職責に応じた待遇は、月額報酬に差をつけることで十分。</p> <p>④年俸制に移行することに【賛成】 現在の報酬、手当の仕組みは、市民にわかりにくい。年俸制（もしくは月俸制）の方がシンプルでわかりやすい。 政務活動費も含めた年間支給額とその根拠（例えば、職員のどの役職の年間給与に相当するか）について、説明責任を果たした方がよい。</p>
新しい議会	<p>① 一律 20%で残すことに賛成か反対か 賛成：役職加算を無くすと実質的な年収が下がるため</p> <p>② 正副委員長、正副議長など、職責に応じた支給率に変えて残すことに賛成か反対か 反対</p> <p>③ なくすことに賛成か反対か 反対：なくすと実質の年収が下がるため</p> <p>④ 年俸制に移行することに賛成か反対か どちらともいえない</p>
社民党	<p>①一律 20%維持に反対 ・パブリックコメントや意見交換会で、議員は役職なのか疑問が出されたから。 ・東京都人事委員会が期末手当と勤勉手当を分けて勧告するようになったので、一律 20%に合理性があるのか疑問を持つようになったから。</p> <p>②職責に応じた支給率に変えて残すことに賛成 ・意見交換会で職責に応じた支給には賛成意見がそれなりにあったから。 ・役職加算を廃止すると年 30 万円の減額となり、人材確保に影響が出かねない。一般議員、副委員長は 10%、委員長は 15%、正副議長は 20%の加算があつてよい。なお、役職加算が 10%になると年 20 万円の収入減になる。</p> <p>③なくすことに反対 ・年収で見たとき人材確保に影響が出かねないから。</p> <p>④年俸制に反対 ・市民から議員の報酬が見えやすくて良い反面、月額報酬の他市との比較が難しくなるから。 ・年俸制の報酬確定が 5 月 15 日に間に合えばよいが、役職決定がこれを過ぎると、給与事務手続きが煩雑になる。（職責に応じた役職加算が前提）</p>
リビルド国立	<p>①一律 20%で残すことに賛成か反対か →反対 今までは賛成としていたが、年俸制が選択肢に入ったので反対。より見える化を促進するには、年俸制を採用すべき。また、20%を残さないと、議員の年収が下がる、の主張について</p>

	<p>は、議員報酬の面などとリンクしてくることであり、結果的に議員が受け取る報酬を下げないための主張であり、役職加算 20%を維持するか否かの、直接的な根拠とはなりえないから。</p> <p>②正副委員長、正副議長など、職責に応じた支給率に変えて残すことに賛成か反対か →①の反対理由に同じ。</p> <p>③なくすことに賛成か反対か →賛成</p> <p>客観的に役職加算 20%の根拠を説明できる状況でないのであれば、維持していくことは難しいのではないかと感じる。議会としての共通見解を作る必要はあると感じる。</p> <p>何より、住民からすると分かりづらく、役職加算 20%を納得するポイントが欠落していると思う。</p> <p>④年俸制に移行することに賛成か反対か →賛成</p> <p>一見突飛な案に思えるが、議論の余地は大いに残されている。何より、住民目線の見える化（わかりやすさ、理解のしやすさ）を考えるのであれば、これ以上の方法はない。役職加算や期末手当、政務活動費など、議員に支払われる一切のものを含んだものとして提示していくべきだ。</p> <p>他議会との比較が起きることによって、誤解が起こることはあり得ようが、結果的に一番公正でわかりやすい仕組みであるので、他議会が年俸制に合わせてくるのではないかと。（一月あたりの金額の見え方の寡多で判断されるのは最初だけで、結果的に住民の理解に応えられるものと考えてる）</p>
--	--

会派名	4 期末手当の人勧連動
自由民主党 ・明政会	<p>① 連動することに賛成⇒市民の理解が得られやすいと考える</p> <p>② 連動しないで、毎国会派代表者会議などを開き、議会が決めることに反対⇒その都度議会が決めるとお手盛りと批判を受けやすいと考える。</p> <p>③ 人勧の内容が上がっても下がっても現状維持。但し人勧が 3.95 月に到達した場合は、移行連動。3.95 月に達しないでハイパーインフレになったら人勧と連動するに反対⇒なぜ 3.95 月になった経緯を考えると、現状人勧に戻すべきと考える。</p>
日本共産党	<p>① 連動することに反対</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業を中心とした統計結果からの反映なので、市民全体の代表として、機械的に人勧に連動するのは反対。 <p>② 連動しないで、毎国会派代表者会議などを開き、議会が決めることに賛成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでのように、連動するかどうかを会派代表者会議で図るというステップを持つことが、市民の税金の配分という点でも適切と考える。 <p>③ 人勧の内容が上がっても下がっても現状維持。ただし人勧が 3.95 月に到達した場合は、以降連動。3.95 月に達しないでハイパーインフレになったら人勧と連動するに賛成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この点については、基準として 3.95 を維持するということでどうするかを、この基準に沿って、具体的に会派代表者会議などで決めることになるのであれば、良いと考える。

公明党	<p>① 賛成②③反対</p> <p>理由：①は上がる時もあり、下がる時もあり市民に分かりやすい。</p> <p>② 合理的でないので反対。</p> <p>③ 分かりづらいので反対。</p>
緑と自由の風	<p>①連動することに【賛成】</p> <p>非常勤職の議員には勤勉手当は支給できないので、連動するならば「期末・勤勉手当の支給月数」ではなく、「勤勉手当が支給されない特定任期付職員等の期末手当支給月数」とすべきである。</p> <p>また、手当は実質的な報酬であるため、「お手盛り」批判を受けないように連動するとしても必ず第三者機関（報酬審議会）にかけるべきである。</p> <p>②連動しないで議会で決めることに【反対】</p> <p>人勧連動に賛成しているため。</p> <p>また、最終的には議決＝議会で決めることになっており、そこで議案に反対したり修正することも担保されている。</p> <p>③現状維持、3.95カ月到達（以下？以上？）時もしくはハイパーインフレ時に人勧連動に【反対】</p> <p>人勧連動に賛成しているため。</p>
新しい議会	<p>① 連動することに賛成か反対か</p> <p>賛成：議員がいちいち判断して決めるのは難しいし、決める基準が人勧に添う方向であるなら、はじめから人勧に連動すべき</p> <p>② 連動しないで、毎回会派代表者会議などを開き、議会在議決することに賛成か反対か</p> <p>反対：何を基準に決めるのか分からず、市民の理解も得難い</p> <p>③ 人勧の内容が上がっても下がっても現状維持。ただし人勧が3.95月に到達した場合は、以降連動。3.95月に達しないでハイパーインフレになったら人勧と連動するに賛成か反対か</p> <p>反対：そもそも人勧は社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものなので、従うのが自然であると考え</p>
社民党	<p>③ 人勧の内容が上がっても下がっても現状維持。ただし人勧が3.95月に到達した場合は、以降連動。3.95月に達しないでハイパーインフレになったら人勧と連動するに賛成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実質賃金が上がらない、年金が下がっている現状で、期末手当の増額は市民の理解を得られないから。 ・年報酬額が現状で概ね妥当と考えているため、都人勧が3.95月になるまで下げる必要はないから。 <p>① 連動することに反対</p> <ul style="list-style-type: none"> ・③の理由により連動させないから。 <p>② 連動しないで、毎回会派代表者会議などを開き、議会在議決することに反対</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・③の理由により連動させないから。 ・毎回会派代表会議を開くのは時間の無駄のため。 ・引き上げの勧告時、引き上げの意思のない方とは議論がかみ合わないため。
リビルド国立	<p>①連動することに賛成か反対か →賛成</p> <p>必ずしも、制度の考え方との整合性が認められるとは考えられないが、選択肢の中では一番合理性が高く、客観性を担保できているから。</p> <p>②連動しないで、毎回会派代表者会議などを開き、議会が決めることに賛成か反対か →反対</p> <p>一見、妥当に思えるが、その議論の根拠が、議員各々の”私見”の枠を超えず、かつ、客観性をどこで担保できるか、という点につき疑義があるから。この点をないがしろにすれば、”議会で決定する”という行為そのものの根拠を揺るがしかねない。</p> <p>③人勧の内容が上がっても下がっても現状維持。ただし人勧が3.95月に到達した場合は、以降連動。3.95月に達しないでハイパーインフレになったら人勧と連動するに賛成か反対か →反対</p> <p>積極的に賛成と言えないという意味で反対。連動する・しないに条件を盛り込むことは評価できる。ただし、基本的に現状維持としている3.95を堅持する根拠には疑義があるため。</p>

会派名	5 議員定数について
自由民主党 ・明政会	<p>① 定数 15 人(議員のほか、議会の附属機関(子育て分科会やまちづくり分科会など)公募市民や学識経験者などが参画する)に反対⇒現在の地方自治法に違反している恐れがある。いろいろな分科会を作る事によりコストと職員の負担が増える。</p> <p>② 定数 16 人に反対⇒3 常任委員会が、議長も委員となり 7 名での構成が良いと考える。身を切る改革は必要だが激変は市民の福祉に沿うとは思えない。</p> <p>③ 定数 17 人に反対⇒②と同じ理由</p> <p>④ 定数 18 人に反対⇒②と同じ理由</p> <p>⑤ 定数 21 人に賛成⇒②と同じ理由</p> <p>⑥ 定数 22 人に反対⇒この 7 年間多くの時間を 21 名で運営したが問題あると思えない。身を切る改革が必要だ。</p>
日本共産党	<p>① 定数 15 人(議員 15 人のほか、議会の附属機関(子育て分科会やまちづくり分科会など(部会長の例示)に公募市民や学識経験者などが参画すること)に反対</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員 15 人での 3 つの常任委員会では、委員長を除くと 4 人の委員で議論することになり、多様な意見の反映ができない。 ・江藤先生のスーパーバイズでも委員会は最低 7, 8 人が議論を深めるために必要との見解がある。 ・議会の附属機関として市民や学識者を募って広く意見を求める事自体は、できる限り行うという点では意味あるが、それが委員会を減らすための方策にならない。附属機関

	<p>を作りつつも、委員会は最低7人は必要と考える。</p> <p>② 定数 16 人に反対</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常任委員会が 5 人構成となり、委員長を除くと 1 常任委員会の議論できる人数は 4 人となる。理由は①の上 2 点の理由と同じ <p>③ 定数 18 人に反対</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常任委員会が 6 人構成になり、委員長を除くと 1 常任委員会の議論ができる人数は 5 人となる。理由は①の上 2 点の理由と同じ。 <p>④ 定数 19 人に反対</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 19 人というのは、議長を除くということであろうが、1 常任委員会の人数が 6 人となり、実質、議論できる人数は 5 人となる。理由は①の上 2 点の理由と同じ。 <p>⑤ 定数 21 人に反対</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 常任委員会の数としては 7 人を確保している点はよいが、中立公正で、議会全体のまとめ役を行う議長は、すべての常任委員会のありようを把握する必要もあり、議長は特定の常任委員会に属すべきではないと考える。 <p>⑥ 定数 22 人に賛成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 常任委員会 7 名に議長ということで、22 名が、最低限必要な議員数と考える。実質的に 6 人の議員で議論することで、少しでも多様な意見の反映が可能となる。 ・ 議長は、特定の常任委員としてではなく、3 つの常任委員会の動きを把握していくことが大切だと考えるので、常任委員から外すべき。 ・ 国立市議会は最大定数 30 名から、徐々に減らされ 22 名となったが、これが地域民主主義の実現に対する最低限の人数と考える。 ・ 議会改革などを通して、3 常任委員会の他、広聴・広報委員会など議員としての仕事と責任は充実してきているので、減らすべきではない。
公明党	<p>⑤ 賛成 ①②③④⑥反対。</p> <p>理由：⑤は 3 常任委員会 7 名で議長も入る。他市との比較と財政状況も考え 21 名。</p> <p>②③④は、約 75,000 人の人口では、18 名くらいが適当と言われているので、その定数で良いと考えるが段階を踏んで議論する必要があるので反対</p>
緑と自由の風	<p>①15 人に【反対】 19 人に賛成するため</p> <p>②16 人に【反対】 19 人に賛成するため</p> <p>③18 人に【反対】 19 人に賛成するため</p> <p>④19 人に【条件付き賛成】 常勤的議員によるプロフェッショナル議会を目指すため、6 人委員×3 常任委員会+議長で 19 人。</p>

	<p>多様な民意をある委員会に反映させようとする、6人程度は必要。</p> <p>市政の課題が広範囲にわたり高度化・複雑化する中でしっかり対処するには、別に特別委員会を設けるにしても常任委員会は3委員会程度は必要。</p> <p>定数を減らすと「多様な民意の反映」機能は確実に損なわれるので、議会基本条例に規定した補完する制度（公募市民も入れたテーマ別審議会や専門的知見の活用など）を積極活用し、議員だけで議論せず、議会の市民参加を飛躍的に進めることが前提。</p> <p>議長は中立公正で議会全体を代表する立場に専念するため、常任委員会委員から外れた方がよい。</p> <p>⑤21人に【反対】 19人に賛成するため。</p> <p>現状とほぼ変わらないため、議会基本条例第25条に規定する改定理由の説明責任を果たせない。</p> <p>⑥ 22人に【反対】 19人に賛成するため。</p>
新しい議会	<p>① 定数15人（議員15人のほか、議会の附属機関（子育て分科会やまちづくり分科会など（部会長の例示）に公募市民や学識経験者などが参画すること）に賛成か反対か 反対：公募市民や学識経験者が入る審議会を見ると議員ばかりが発言する。専業で勉強している議員と市民が入り交じって審議するのは難しいと感じる。</p> <p>② 定数16人に賛成か反対か</p> <p>③ 定数18人に賛成か反対か</p> <p>④ 定数19人に賛成か反対か</p> <p>⑤ 定数21人に賛成か反対か 賛成：3つの常任委員会で7人ずつが妥当。議長も住民の代表のひとりなので常任委員会には参加すべきと考える。</p> <p>⑥ 定数22人に賛成か反対か 反対：現状の21人で問題なく審議ができていることを考えると過大な人数は必要ない。5万人～10万人の自治体で22名は平均的な数値ではあるが、議員定数は年々減っている傾向があることも鑑みる。</p>
社民党	<p>⑥定数22人に賛成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3常任委員会×7人+議長の考えに賛成。 ・ 議長は公平・中立な立場で予断なく委員会に臨み、最終本会議で議長裁決になった場合、大所高所から判断してほしいから。 ・ 定数24人の時は、地域民主主義の確保と他市との比較から2人減に賛成したが、22人は多いとは言えない。 ・ 今後、高齢化で税収が下がった時、どのような分野に予算を重点配分するのか、市民のニーズや少数派にも配慮しながら決めなくてはならない。そのためには多様な人材が議会に

	<p>いなくてはならず、現状の定数は妥当だから。</p> <p>① 定数 15 人に反対</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数以上の立候補があるため、議会の附属機関に分科会を設置する必要はない。議員のなり手がなく、定数を維持できず削減し、市民との距離を縮める必要に迫られた団体とは違う。市民の意見の聴取は議会改革の中で行うべきで、中高生、子育て世代、高齢者世帯などと枠を設定し積極的に交流すべきと考える。 ・憲法で定められた地方議会の発展を議論すべき。市民参加は上記の方法など、別に考えるべきで、市民参加を促すために議員定数を大幅に削減するのは憲法の意図するところではない。 ・定数が少なすぎる。 <p>② 定数 16 人に反対</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員長を除く 4 人では、委員会で多様な意見を反映できない。 ・定数が少なすぎて委員会で議論にならない。 <p>③ 定数 18 人反対</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員長を除く 5 人で議論するのは充実したものになりそうだが、多様な市民の意見や少数意見を吸い上げて発言するには人数が少なすぎる。 ・⑥で述べたとおり、議長には委員をはずれ、公平・中立に予断なく最終本会議に臨んでほしい <p>④ 定数 19 人に反対</p> <ul style="list-style-type: none"> ・③の 1 番目と同様の理由。 <p>⑤ 定数 21 人に反対</p> <ul style="list-style-type: none"> ・⑥で述べたとおり、議長には委員をはずれ、公平・中立に予断なく最終本会議に臨んでほしい。
リビルド国立	<p>①定数 15 人(議員 15 人のほか、議会の附属機関(子育て分科会やまちづくり分科会など(部会長の例示)に公募市民や学識経験者などが参画すること)に賛成か反対か →反対 議会に付属機関を設置しなければならない理由を、現状の国立市議会には見いだせないのではないか。(例えば、市議会議員選挙の立候補者数が定員割れしたなどのことが起きれば検討の余地が出てくるのではないか。)</p> <p>②定数 16 人に賛成か反対か →反対 現状、積極的に賛成できないという意味において反対。将来的には、目指していくべき数字である。(※ただし、3 常任委員会制を前提にするなら、議長は委員会に所属すべきなので、15 名ということになることを付記。)</p> <p>③定数 18 人に賛成か反対か →賛成 建設環境委員会のように、委員長 1 名+委員 5 名の計 6 名での審査で特段の問題が発生しておらず、実際にやっつけているという事実を受け止めるべきだ。今のところ審査が不十分であったり、民意が反映されていないなどの疑義が生じたことはない。少なくとも④、⑤、</p>

	<p>⑥案に賛成の会派は現在の建設環境委員会の課題を指摘すべきだ。さらに、議長はその要職であれど、一議員であることを前提にし委員会の一メンバーとして考えるべきだ。</p> <p>④定数 19 人に賛成か反対か →反対 議長とはいえ、一議員としての権能を尊重し、委員会のメンバーとして考えるべきだ。</p> <p>⑤定数 21 人に賛成か反対か →反対 21 人でも十分審議ができている、ないしは支障がない、という主張で賛成をするのであれば、18 人案への賛成も同様の理由が認められるべきだ。にも関わらず、21 名案には賛成、18 名案には反対となる理由に整合性を認めることができないため。</p> <p>⑥定数 22 人に賛成か反対か →反対 現状維持という選択は、議会改革に対する今までの議員の努力が住民に理解されないと考える。”住民の意思の反映を”、と言いつつ議会改革の場でそれが実行されなければ、一層、住民と議会の距離は離れていくことになることを懸念する。</p>
--	---

6月25日同様、各会派の意見を一覧表にして部会に配布し、自由に意見を述べたり、質疑を行った。議論を相当深めることができたが、さらに議論の材料とするため、議員報酬を増額した八王子市と、議員報酬を減額、据え置きと2通りの対応を過去に行った立川市の視察を行うことにした。

IV 八王子市の視察について

視察の目的について

議会改革特別委員会議会費検証部会(以下、当部会)では、議員報酬、議員定数、政務活動費、期末手当のあり方を検討している。八王子市議会は、市長が報酬等審議会(以下、報酬審)に諮問し、その答申の結果、2018年に増額の改定をおこなっている。

当部会では、その経緯や改定の理由を調査すべく八王子市に赴むくことにした。

調査事項について

- ・八王子市議会議員の報酬のあり方を諮問したのは市長であった。市長の諮問機関である以上、議会からかけられないので当然であるが、市長が単独で行えるのかやや疑問である。説明を頂いた、鳥越課長に伺ったところ、議会への事前の周知はあったような回答の仕方であった。
- ・報酬審への諮問は白紙諮問であった。
これは、予断なくゼロベースで議論してほしいことが理由である。
- ・報酬審の委員は以下のとおりである。
商工関係者2名、農業関係者1名、町会関係者1名、労働団体関係者1名、

その他公共関係者2名、公募市民2名、学識経験者1名。なお、国立市の報酬審に公募市民はいないが、今般、市報等で募集を行っている。

・審議の内容

報酬審に提出された資料は別紙の通り26項目である。

平成27年2月5日から7回の審議会を開催し、同年12月24日に答申を出している。そこでは、中核市と人口50万人以上の類団市との比較、東京都人事委員会勧告(都人勧)の資料を分析した。それによると、「リーマン・ショックでの経済の落ち込みは、新興国を中心とした世界経済の成長により、我が国も回復基調となっていること、通称アベノミクスにより景気は回復している。その一方、中小企業や市民はその恩恵を実感できずにいる。」などの分析をし、中核市の責任、八王子市の財政状況、市民的視点からも議論を行った。

・審議の結果

審議の結果、議員報酬を月2万円引き上げを行うべく答申することにした。これにより、議長は75万円、副議長68万円、常任委員長・議運委員長63万円、議員61万円とした。なお、付帯意見がついている。

それは、市民が地域経済の活性化や本市のさらなる発展を一層実感できるよう努めることとされた。

・審議の主な意見

二元代表制において、議員は市民の意思を行政に反映させるために、条例など市政運営の根幹を定めている。

- ・行政の監視をしている。
- ・八王子市は類団と比べ定数が少ないが、議員は職責を発揮している。
- ・有為な人材を確保するには、一定水準の議員報酬が担保される必要がある。
- ・行政裁量の拡大、市民要望の多様化に伴い、議員には広範かつ専門的な知識や識見が求められている。
- ・市民としては、議員報酬は安い方がよい。
- ・議員報酬を上げないで、他のことに使ってほしい。
- ・自分の子どもが議員になったら、しかるべき報酬をもらった方がよい。
- ・良い仕事をするために必要なら増額は問題ない。

・答申後・議決後の対応

- ・市長提案を議会で審議し、賛成多数で可決された。
- ・報酬審は、答申前にパブリックコメントはとっていない。
- ・市議会だよりに、議員報酬引き上げは明記されていない。
- ・現在は毎年議員報酬が妥当か、報酬審に諮問している。期末手当も同様である。なお、期末手当は都人勧通りの答申がなされている。

所感

長年、議員報酬を報酬審にかけていなかった八王子市が、現在では毎年諮問

している。そのおかげか、諮問日に答申をもらうこともあるという。たえず第三者の目で議員報酬のあり方を議論することは大切なことだと思った。

その一方、議員報酬引き上げの議案の内容や採決結果は、情報公開とはやや言い難いのではないか。議案の賛否一覧表の中に当該議案の審議結果が掲載されているが、議案名を見ただけでは内容は分からない。そのためか、市民からの批判はなかったという。当部会の委員からは、具体的な数字を公表しながら市民に知らせるべきとの意見があった。また、報酬審は、公募市民も入っている第三者機関的との存在から、答申内容にパブリックコメントの募集はしていない。理解できる半面、当部会の委員からは市民の声を広く聞くべきではないかとの意見があった。このほか、当部会の委員から、毎年報酬審にかけるのは、常に第三者の目が入りよいと思うとか、答申の内容をそのまま受け入れるのはどうかとの意見が出された。

さて、国立市では約 20 年間、議員報酬を報酬審に諮問していない。毎年諮問している八王子市のやり方は大いに参考になったとの意見が多数であった。

お忙しいところ、対応して頂いた八王子市議会、八王子市の方に謹んでお礼を申し上げたい。

V 立川市の視察について

視察の目的

立川市では、平成 25 年度に報酬等審議会の答申を受け、議員報酬を月額 5 千円引き下げた。市長がさらに諮問した平成 28 年度では、据え置きがなされている。この理由を学び、議会改革特別委員会の議論の手助けとなることを目的に、立川市議会を視察した。

調査事項について

立川市の佐藤課長より説明を受けたが、資料は平成 28 年度の据え置きをした際の答申であった。それによると、市長が報酬等審議会に諮問し第 1 回目の会合が 8 月に開かれ、最終の会議は 12 月に行われた。

市長は事前に議会と調整することなく諮問している。立川市では、概ね 3 年に 1 回程度報酬等審議会を開き、その時々の経済状況等を参考に特別職の報酬について議論し答申を出している。

立川市の報酬等審議会は、定数 10 名以内で、現在は自治関係者、医療関係者、商工関係者、労働関係者、農業関係者、消費者関係者、公募市民 4 名からなる。市長がその都度任命し、答申を行い解任される。

審議の内容

平成 28 年度報酬等審議会では、社会情勢、立川市の長期総合計画、財政、まちづくり、行財政改革、特別職を取り巻く環境の観点から議論した。

社会情勢では、内閣府の平成 27 年 12 月の月例報告の、「個人消費は総じてみれば底堅い。設備投資はおおむね横ばい。輸出は弱含んでいる。企業収益は改善している。企業の業績判断は、一部に慎重論があるもののおおむね横ばいに

なっている。雇用情勢は改善している。消費者物価は緩やかに上昇している(抜粋)」とし、「景気はこのところ一部に弱さも見られるが、緩やかな回復基調が続いている」との部分と、「先行きは、回復基調ではあるが外部要因で下振れリスクがある」点を採用した。

立川市の長期総合計画との観点では、高齢化による社会保障経費の増加、インフラの老朽化などの問題点を指摘し、平成 27 年度を初年度とする「第 4 次長期総合計画」のスタートを切ったとした。

財政の観点では、歳入は、個人市民税は景気の動向で微増となること、法人市民税は一部国税化のあおりを受けて大幅に減ること、固定資産税は、開発や宅地化で堅調と見込んだ。歳出は高齢化で費用が増加すると見込み、平成 26 年度決算で、経常収支比率が 92.8%となっていることなどから、柔軟性に欠ける面があるとした。

まちづくりについては、再開発の経過やインフラの老朽化に言及して。

行財政改革については、職員定数の適正化、民活の導入、経営理念である子育てや安全安心のまちづくり、賑わいの創出、ごみの減量に言及している。

特別職の報酬を取り巻く環境は、他市との比較を行っている。

審議の結果

立川市の抱えている政策課題や財政課題について一定の成果が出ていると認識するが、景気回復の恩恵が市民に行き渡っていない現状や、都人勧の勧告が 0.05%に留まっている状況等を踏まえ、据え置きが妥当と判断した。

議論の主な意見

審議の中では、社会・経済動向の検討、立川市の財政状況、市政の運営状況、市民感情、特別職のモチベーション、議員の生活費と活動費の視点から様々な意見が交わされ、4つの考え方にまとまった。

① 議員報酬を据え置きとする

主な意見

- ・経常収支は厳しい状況で、今後市民ニーズが増加していく社会状況を鑑みる必要がある。
- ・平成 25 年度以降、多摩 26 市の約 8 割の団体が据え置きとなっている。
- ・市職員の 3 年間の改定率は約 0.05%で、特別職との乖離は 0.03%にとどまっている。
- ・平成 25 年度に政務活動費を上げているので、今回は報酬額を上げるべきではない。
- ・社会経済状況を考慮し、市民の理解と納得を得るには据え置きとするのが適切である。

② 東京都人事委員会勧告の 3 年分の改定率を適用する(議員報酬引き上げ)

主な意見

- ・特別職と市職員が全く独立しているわけではなく、一体となって市政を行っているのだから、市職員の給料額改定を参考にすべき。

- ・人事委員会勧告は、社会情勢などを考慮して合理的に決められたものであるから、準拠するのは自然である。

③ 東京都人事委員会勧告の2年分の改定率を適用する(議員報酬引き上げ)

主な意見

- ・景気回復の恩恵が中小企業まで行き渡っていない現状だ。特別職の報酬引き上げは、中小企業が景気回復を実感した後でないと市民の理解を得られない。
- ・現時点では、立川市職員に平成27年度人勧が適用されることが確定していないので平成25、26年度分のみとするべき。

④ 引き上げとする

主な意見

- ・議員には退職手当や議員年金制度がない。
- ・議員の生活と議員活動が両立できる金額とすべき。特に若い世代では、現状の金額では議員を目指そうと思わないのではないか。
- ・議員報酬が市職員の課長級と同額の水準であることは、職責から考えて少なく感じる。
- ・議員の報酬額から控除される社会保障料等を考慮すると手取り額が少なく、議員の生活と議員活動の両立が厳しい状況である。
- ・定数削減をしている議会の努力を認めてもよいと思う。

議員報酬に関する歴史的な経緯

立川市では、立川市議会議員の報酬だけではなく、議員報酬の歴史的な経緯について伺ったので、以下報告する。

昭和39年5月28日自治給発208号

最近における地方公共団体の議員の報酬に関する条例の改正をめぐる世論の動向にかんがみ、地方公共団体の特別職の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公平を期する必要があると認められるので、下記要領によりすみやかに措置されたく、命によって通知する。以下、略。

記(要約)

1 報酬審議会を設置すること

2 議員の報酬額に関する条例を議会に提出するときは、あらかじめ当該報酬額について審議会の意見を聞かなくてはならないとするもの。

昭和43年10月17日自治給発94号(要約)

最近、一部の地方公共団体の特別職の給与の引き上げに関連して、その内容および引き上げ市、特別職報酬等審議会の運営等について必ずしも適切とはいえないものがあるため、世論の批判を受けている向きがあるので、今後一層の公平を期するため、下記事項に充分配慮し、必要な措置を講じられたい。

記(要約)

1 三役(市長、助役、収入役)に管理職手当を支給している場合、速やかに廃止。

2 報酬等審議会の委員構成は、偏りなく住民各層の意見を公平に反映させること。

3 報酬等審議会への提出資料。

4 審議会は必要に応じ、公聴会の開催、参考人の意見聴取など、その審議に当該地方公共団体の多くの住民の意見が反映されるように努めるとともに、答申にあたり、審議経過、答申の理由を明確にし住民の理解が得られるよう特に留意すること。

5 特別職の給与改定では、答申額を上回らない、実施時期を繰り上げることがないようにする。

市議会議員の報酬基準額について 昭和44年2月5日(要約)

市議会議員の報酬は、大都市は三役の平均給に相当する額、局・部長制を施行している市は局・部長給に相当する額、課長制を施行している市は課長級に相当する額をもって議員の報酬の基準額とすることを原則とし、これに依れない市は、その都市の財政状況等を考慮して、係長給に見合う額を下回らない額とする

理由(要約)

1 生活給的要素を加味すべき

2 議員の職務内容、稼働日数が増えている

3 議員活動に要する費用は相当多額でこれらの経費の補償を加味すべき

4 社会的地位は、議長は市長と対等。議員は市の幹部と比較し大体同等。これらを勘案すると、市長給料のおおむね 1/2 に該当する課長給を最低基準とすることが適当。

5 しかしながら、各市の事情、歴史的経緯、財政力、市民感情等が實際上重視される。

所感

立川市での報酬等審議会の意見が聞けて参考になった。また、市議会議員の報酬額の歴史的経過についてご教授頂けたことに感謝を申し上げる。立川市では、概ね3年に1度審議会に諮問して、最近の市民感情、経済情勢、財政情勢、市の施策の展開状況などを勘案し、報酬額について答申を出している。その時々々の市民の意見が報酬額に反映されるので大いに参考になった。

部会の委員からは、3年に1度審議会に諮問することへの評価が高かったが、その中には、現在の国立市議会議員の報酬額は妥当だから、現時点で当市では諮問は必要ないとの意見もあった。

また、諮問するのはいいが、議員報酬のあり方、位置づけを専門家からレクチャーを受けたあと審議会の委員は議論してほしいとの意見もあった。

審議会は、市民委員が参画しているが、公聴会を開いていない。多くの市民の意見を反しているかは疑問だし、報酬引き下げの意見が出されていないとの意見が出された。

最後に当部会の視察を快く引き受けて下さった立川市の皆様に感謝し、当部会での議論がより活発に行われることを約束したい。

VI 専門家の意見を聞くスーパーバイズの経緯

議会費の見直しに取り組んだ先行しに視察に行くだけでなく、専門家の方から意見を伺うスーパーバイズを受けました。スーパーバイズを引き受けてくださったのは、株式会社地方議会総合研究所所長、明治大学政治経済学部講師、明治大学公共政策大学院講師の廣瀬和彦先生です。

質問と回答は以下の表の通りです。

1	<p>一常任委員会で議論する人数は、何人が適切とお考えでしょうか。</p> <p>1つのグループ当たり6人ぐらいの1つの目安、あとは少し広げたところの論文では6人から8人ぐらいが目安ですよというのが論文として出てきます。</p> <p>アメリカの論文、大体1つの目安が、単純にワークショップの人数はどのぐらいが妥当か。ワークショップというのは討議、議会での議論とは別なんですけれども、何も参考とするものがないので、これが使われるんです。</p> <p>何で6人とか、6人から8人程度という話になってくるかという、6人を超えてしまったり、8人を超えてしまったりすると、その討議に参加されている方々全員が議論に参加できない状況というのが非常に起こりやすくなってしまいます。</p> <p>プラスして考えていただきたいのは、通常はそれに単純に常任委員会数を掛ける。適正な常任委員会数がどれだけかというのを皆様方でお考えいただかなきゃいけない。今の3常任委員会は決して正しい委員会数ではないというところを十分に御理解いただければと思います。常任委員会は、その所管に属するものについて、専門的、詳細に審査・調査を行える機関でなければいけない。3委員会にして所管を広げ過ぎて、専門的、詳細に審査ができていますか、調査ができていますか、そういうところを考えていただきたいです。</p> <p>私のほうでこれを挙げさせていただいたのは、1つの常任委員会の人数として6とか、6から8というのがありますけれども、日本は町村と市と都道府県という形で3層構造をとっていますから、そうしたときに、6から8の場合ですと町村は6から、市は7から、都道府県は8からとやってしまうと、非常にわかりやすいところもある。ただ、これは根拠も何もない。各市議会における常任委員会の委員数というのは、一般的に何人が最低限として維持されているかという、大体7人が維持される限界になっています。6人になってくると、委員長さんを除いて5人なので、そうすると可否が大体3人で決してしまうという形になってしまう。自分たちのまちを決めるに当たって、3人の意見で通っちゃって、それが本会議でも通るかといったら、委員会と本会議の状況というのは当然変わってくるので、そこまで少ないと。そうすると、本会議と委員会の意思がばらばらになってしまっていて、審議に支障を生じてしまう可能性が出てきやすくなる。そうすると、大体7人ぐらいという中で、4人ぐらいの意見がなけれ</p>
---	---

ば、基本的には執行に回らないという形をとったほうが妥当ではないか。そういうところから、経験則の部分も1つあるかと思います。

人口が多くなればなるほど、住民の意見は多種多様になってくるので、それをきちんと議会の場に届ける議員さんの数もふやさなければ届け切れないというところで、そこで人口段階別によって0.5人ずつふやす。そうすると、皆様方だと、7.5人ぐらいが一委員会当たりの常任委員会数が妥当という形になってきます。これによっていくと、今の現状の3委員会を基礎にした場合ですけれども、7.5人というのが一常任委員会当たりで妥当な人数ですから、それに3人掛けて22.5人ですから、23人という形になります。人を半分に切るわけにいかないですから。そうすると、今の22人というのは、決して少なくはない。逆に、これ以上減らす必要性もない。逆に言うと、ふやしていただいても結構なのではないでしょうかというところが、この常任委員会数方式からいうと出てくるかと思います。

仮に、定数を削減する場合、地域民主主義を確保するには、どのような条件が必要でしょうか。

考え方としてはコミュニティー単位で、そのコミュニティーを代表する、地域を代表する、そうしたときに議員定数をどう考えていくかというところですね。コミュニティーの捉え方次第です。私は小学校区とか自治連合会単位とか、そういう形ですべていただくのが一番よろしいのかなと考えています。

ここで注意をしていただきたいのは、それぞれのコミュニティーの代表で出していただくんですけども、1票の格差、ここに気をつけてください。コミュニティーから出しているにもかかわらず1票の格差に差があり過ぎてしまうと、それでは何のための代表かという話になってしまうので、必ず1票の格差が限りなく近い形、近似値で出せるようにしていただく必要がある。その際に、どのくらいの数値が妥当なのかというところがあるんですけども、一般的には1.5を超えたら完全にだめですので、今は裁判でやられても2倍を超えたら完全に違法になっています。そうすると1.3とか1.5とか、大体1.3ぐらいで動かれているんです。

2

足立区さんで、小学校区は全部で71近くありますが、ここはたしか46人ぐらいしかいらっしやらないです、議員さんの数が。だから、広くてさまざまなコミュニティーがあるにもかかわらず、議員さんが代表するに当たって妥当なのかどうかというところに1つ疑問点がつく形にもなるかと思います。

皆様方は第八小学校まであります。第八小学校までの児童数も全部調べてみました。本当は住民数でやっていただくのがいいんですけども、多分その地域ごとの住民数って非常に出しづらいので、しようがないので、済みません、子供さんの数でという形で挙げさせていただきました。

基礎になってくるのは第八小学校になってくるわけです。これを1として捉えていただいて、その中で1.3以内、差異が出ないような形で議員数を考えていく。そうすると、1.3を超えているのは左側、第七小学校以外と第六小学校、あと第二小学校もたしか1.3幾つになるので、入ってきます。ここはある程度きちんと1.3以内におさまるような形で、1.2台になるような形で議員数を合わせていく。それでやっていくと、おのずと総数というのが決まってきます。

国立市議会基本条例の議員報酬、議員定数の条文から、報酬や定数の見直しを検討するにあたっての具体的な留意点は何があるか？

定数、報酬について書かれている条文が 25 条、26 条、特に定数のところ、「地域民主主義の実現に向けた多様な民意を反映すること、並びに市長等の事務執行の監視機能及び議会の政策立案機能を果たすのにふさわしいことを基本とし」という後に、「定数の変更にあたっては、行財政の改革の視点及び他市との比較だけではなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を総合的に考慮し、その理由を明確にする」。

これってどういうことなんだろうかといいところになってしまうんです。

ここから具体的に何を要素としてお出しになりますかというのが出てしまうのが1つと、あと将来の予測と展望を踏まえたら、絶対に議員定数は減らさなきゃいけないということしか出ないんです。だって、これから先、歳入も減って、人口は間違いなく減って行って、厳しくなっていくわけですから。そもそもの議会としての存在意義、そこはあくまでも多種多様な住民の意見をきちんと反映するということから、ある程度でとめることはできるんですけども、かなり厳しい算定を出さなきゃいけないことにつながってしまうのかなというのがちょっと心配ではあって、留意点として挙げさせていただきました。

何を意味するのかというのをもう少し具体的にさせていただいたほうが、私としてはよりわかりやすい。多分、私がこういうふうにお話しさせていただいているくらいなので、これを読んだ住民の方はもっとわからないということがあると、住民とともにあるべき議会改革という形ですから、そうするとちょっともったいないんじゃないかと思います。

議会改革というのを競う必要性は全くありませんし、形骸化した議会改革をする必要性は全くありません。

そうしたときにこの部分をより一層、せっかくほかと横並びにしないというのも言っていただいているわけですから、その部分をプラスして、よりどういう部分で、実際にどういう事項を考慮するに当たっての要件とするのかというのをぜひ示していただけると、よりよろしいのかと思います。

報酬も、市民の負託に応える議員活動の対価であることを基本とするというところはあるんですけども、ただ、一般の報酬とは違います。選挙で選ばれた議員さんとして職制があって、ただの非常勤の職員とは明らかに違うんだよという意味を込めて、そういう形にしているわけですから、その部分を少し勘案していただきながら議員報酬をぜひお考えいただければよろしいのかと思います。

そうすると、第 26 条のところももう少し肉づけがあったほうがいいのかと思います。これだけ見るとちょっとシビアな感じで、その後の第 2 項のほうでも行財政改革の視点以外に、市政の現状とか課題という形をまた入れられていますけれども、これだとちょっとわかりづらくなってしまふ。もっと議員さんとしての報酬についての考え方も、住民がきちんと理解していただくかどうかは別になってきますけれども、その部分が勘案されているというところを十分に踏まえていただいた上で、議会基本条例上もお考えいただいたほうがよろしいのかと思います。

4	<p>常勤公務員の給与手当に対する都人事委員会の勧告を、非常勤職の議員報酬・期末手当に適用することに問題はないか？</p> <p>質問自体に問題があります。済みません。議員さんは非常勤職ではないです。常勤でもないですけれども、非常勤でもありません。これ地方公務員法上どこにも非常勤なんて書いてないんです。あくまでも特別職の公務員としてしか地方公務員法上書いていません。ですから、非常勤ではありません。</p> <p>常勤の方々に対する勧告というのと、それと勧告を議員さんに適用することができるかといったら、これは法律上は適用しようがありません。</p> <p>以前、東京 23 区で、杉並区さんを初めとして、スライド方式というのを一時使っていました。つまり一般職に対する勧告があったら、それと一緒に同率でパーセンテージを上げていって、何ら議論することなくやっていった時期があって、これは違法だということで随分たたかれたことがありました。特別職の方と一般職の方は違うので、そうしたときにこの勧告というのは参考にさせていただくことはいいんですけども、それに従って上げなきゃいけないという義理はない。</p> <p>期末手当は、実は議員さんにはそもそも法律上、支給はできません。何でかという、期末手当というのは生活給をもらっている方に対してしかお出しすることができないので、議員さんの報酬、議員報酬というのは生活給として認識されてないので、出せないんです。政策的な判断でつけられたものであって、本来の性質的な部分からいったら、皆様方には期末手当を支給することはできないんです。</p> <p>地方自治法 203 条では、ほかの報酬とか費用弁償については支給しなければならないという形で、義務規定になっていますけれども、皆様方の期末手当については、支給することは条例で定めればできますよという形で任意規定にしているのは、その部分なんです。だから、支給しなくたって全く法的には問題ないです。ただ、矢祭町さん以外を除いては、基本的には全部期末手当をお出しになられている実態があるというだけですから、そのところをひとつ御留意ください。</p> <p>報酬とか期末手当に適用しなければいけない義務はないんですけども、参考としていただいて、それに基づいて報酬等特別審議会議員報酬等を改定することはあり得るかと思います。ただ、直接的にそれが上がったから、自分たちも上げなきゃいけないというものではそもそもないというところだけ注意をしていただければと思います。</p>
---	---

5	<p>自治体議員の「議員報酬」を月額報酬＋期末手当（役職加算）から、年俸制とするためにはどのような制度設計となるか？ その場合の額の基準は？</p> <p>月額とか年額という形でお支払いされるのは構いません。1 年間で幾らとか、月額で幾らという形をする。それは報酬については条例で定めることができるという形になっているので、条例で手続規定を考えるのは構わないです。</p>
---	--

	<p>ただ、年俸となってくると、ちょっと意味合いが変わってくるんです。これは完全に生活給に近い形になってしまうので。</p> <p>この議論がなされたのが、平成 20 年に報酬から議員報酬ということで名称を変えるときに総務省の見解として出ていて、その当時、歳費とか年俸にしてくれということで議長会から要求を出したんです。でも、そのときに言われたのが、歳費という名称は年俸といった性格とか色彩を強く帯びるから、地方議会の議員には町村議会等の小規模団体の議員も含まれているから、要は大して働いてないんだから、そういう形で生活給に近い形の議員の歳費を出すのはだめですよ、議員報酬について年俸といった色彩を強く帯びるような名称を用いることは実態にそぐわないですよ。これが平成 20 年のときの総務省の見解です。</p> <p>なので、年俸というのは、申しわけないですが、地方自治法を改正していただいて、生活給という意味合いをどうしても含んでしまうので、それが認められない限り、条例でやってしまうと、気をつけないと地方自治法違反という形で認識される場合も出てきますので、そこは十分御留意いただいたほうがよろしいのかと思います。</p> <p>ただ、年俸といったって、生活給を含まないんだよということも、条例の解釈権は皆様方が第一義的にありますから、できなくはないんですけども、ただ、裁判で争ったときに勝てる見込みはそれほどないという形になるので、わざわざ負ける方法を、こういう経緯がある中でやる必要性もないのかなとちょっと思います。</p>
--	---

6	<p>原価方式で比較する市長給料はどのような基準で決まるのですか。</p> <p>市長給与をどういうふうに決めていくのかという御質問という形にさせていただきます。</p> <p>特別職の方に対しては地方公務員法上の適用はほとんどないです。そうすると、基準として考えられるのはこの 4 つになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国家公務員の特別職の職員の給与 ②当該地方公共団体におけるほかの特別職の方々のここ数年来の給与改定の状況 ③地方公共団体の一般職の職員の給与 ④他の地方公共団体との均衡 <p>市長給与の中には明確にはなかったんですけども、特別職報酬等における審議会の参考基準で、一般的には 7 項目で特別職報酬等審議会はチェックをしていきます。これは議員さんの報酬の場合のチェック項目なんですけれども、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①消費者物価上昇率 ②特別職の職員の給与月額 ③職員の改定状況
---	---

	<p>④一般職の給与の改定状況 ⑤議会費の前5カ年の一般財源構成 ⑥報酬を引き上げた場合の平年度ベースの構成の割合の増加 ⑦住民1人当たりの額</p> <p>他の地方公共団体との比較、議員さんの場合は議員の活動状況という形になります。 ここで挙げたさまざまな状況、さまざまな支出、これは当然、市長の給与を勘案するに当たって全部入っています。</p> <p>市長の給与を参考にさせていただくということは何を意味するかというと、議員報酬のときにここに挙げられたものを基本的に考えなくていいという部分が出やすくなっていく。</p> <p>さまざまな指数というのが市長の給与を勘案するときに入り込んでいるので、数値を事務的に出さなくていいというところで、事務の手の煩雑化が図られるというのが、1つ、原価方式におけるメリットとして挙がってくる部分になると思います。</p> <p>先ほど言った4つの基準に基づいた特別職なので、どういうふうに各地方公共団体で決めて、各地方公共団体において差異があったって、特別職だから全然構わないというのが基本的な法律の趣旨になってしまうので、そのところでどういうふうに決めるかは各地方公共団体の判断に委ねられる。そのときには当然、報酬等審議会の答申を踏まえる形にはなりますけれども、その報酬等審議会自体がこんな形で横並びで、余り出ないような形にしていますから、そうすると大体似通った、市長さんとか長の給与が出てくるというのが今の状況かと思えます。</p>
--	---

7	<p>議員報酬を決める際、原価方式、収益方式、比較方式などがありますが、議員報酬を決めるうえでどの指標が一番優れているとお考えですか。</p> <p>そもそも原価方式、収益方式、比較方式とは何かという話をさせていただきます。</p> <p>【原価方式】</p> <p>原価方式というのは2通り、本当はあるんです。</p> <p>①矢祭町さんみたいに日当制、1日当たりの日当は幾らかというのを出していただいて、その日当に単純に職務執行日数、つまり皆様方議員さんたちが報酬の対価となるような、職務執行日数なり時間を掛け合わせいただいて出していただく。</p> <p>②当該地方公共団体の同じ特別職である長と比べ合わせていく。長の給与を参考に、長の職務執行日数というのを分母に置きながら、皆様方の議員さんとしての職務執行日数、報酬の対価として勘案していただいて構わない日数を分子に持ってきて、それを出していく。</p> <p>基本的には、1つの考え方としては長の給与を参考にしていく。 それは二元代表制のもとにおいては、長と議会というのは対等の立場で、権限もきちんと分離される</p>
---	---

中で、職責も近いものがあるわけですから、参考にしやすいということで、住民の理解が得られやすいというところで1つメリットがあるかと思います。

デメリットは、皆様方においてもやられているように、議員さんの職務執行日数のカウントの仕方によっては、幾らでも自分たちの都合のいいように数値を出すことができる。皆様方は、逆に言うと、都合が悪いような数値を出してしまっているんです。特別委員会のほうで議員活動の範囲ということでおやりになられていますけれども、少な過ぎます。もっと広げるべきです。3カ月間だったら、3カ月間、対象となっている方の1日の行動を全部洗いざらい出していただいたほうがいいと思うんです。

議会というのは四半期ごとで1つターンが終わるわけですから、定例会ごとに。そうしたときに、3カ月間まずどういう活動をしてきたか全部出していただいて、その中から、まずは当然、公務としてなるものは引っ張り出していただいて、それ以外に議員報酬の対象となる活動は、どれが該当するかどうかというのを皆様方で議論していただいて、それを全部挙げていっていただかないとわかりません。準公務的なものであったり、議員活動というのはこれ入るのかな、入らないのかなというふうに迷われるところは幾らでもあるはずなので、それをまず出していただいて、それを入れるかどうか、住民の理解が得られるかどうか、それを皆様方で議論していただかないと。画一的にしてしまう。

会津若松市議会さんののを参考にさせていただいてもいいんですけども、私はあんなにきれいにゼロ%と100%という形で活動が割り切れる部分があるとは思いません。中には50%で割っていただいたりとか、この活動ってどうしたって2つの活動が入り込んでいるというのは当然出てくるので、それはかかった時間に単純に50%を掛けていただいて、算入していただいたっていいのに、それを無理やり全部入るのか入らないのかという形で分けてしまうと、なかなかそこは理解が得られづらい部分というのも出てくるのではないかと思います。

なので、そこを十分に勘案していただいて、特にここは政務活動とか全然入ってないんです。政務活動は100%は当然、皆様方は議員報酬の対象にさせていただいて構わない活動ですから、何で入れてないのかなとか、いろいろいっぱい突っ込みどころがあるので、ここから少し見直していただいたほうがよろしいのではないかと思います。

原価方式は、皆様方は逆にデメリットというか、うまく職務日数の実態を勘案できるような形で出されてないので、それはもったいないと思います

【収益方式】

単純に言うと民間企業と一緒にです。皆様方の活動がどれだけ市の施策とか事務に対してプラスの影響を与えたのか、それを数値化して、そして皆様方の議員報酬に対して収益分の値の指数化した数値を掛けて、出していくやり方です。

メリットとしては、民間企業と一緒にですから、利益が出れば出るほど議員報酬を上げていく、貢献度が低くなれば議員報酬を下げていく。非常にわかりやすいんですけども、貢献度の指数化が非常に難しい。

皆様方は、当該地方公共団体においては、一番効率がいい形で資本を投下するという形で、民間のよ

うにすることはしません。つまり効用が低くたって、サービスの均一性というのを求められてくるわけですから、多少少ない人口のところサービスが非常に落ち込んでいるところにやるより、人数が多いところに資本を投下したほうが効率が当然上がるわけです。でも、そんなことをしていたら地方公共団体として成り立っていきませんから、当然、メリットというか、プラスの部分、貢献度が低いところでも投下しなきゃいけない。

そうすると、過小評価されてしまう場合も出てくる可能性がある。そこをきちんと係数などで補うような形で何らかの算定式を出さないと、なかなか適正なものが出づらいということで、収益方式はほとんどのところで使っていないですし、たしか算式を立てているところもないです。

なので、これは非常に難しいです。

【比較方式】

類似団体、人口とか財政規模、そういうのを見ておいていただいて、近似する団体と均衡を保っていただく。

横並びになって、無難でしょうという形が一番のメリットです。デメリットは、さっき言ったように、参考にしたところがきちんと算出の根拠を持っていなければいけませんけれども、そこもまたほかを見たというと、これは何の根拠もない算出方法になってしまう。

一番すぐれているのはこの中でいうと、さっきお話ししておわかりになるとおり、原価方式が一番妥当でしょう。ただ、それが一番すぐれているかというところ、どうなのかというところがあります。この中で一番まともという形になりますけれども、これよりいい方法ももしかしたら、各地方公共団体では捉え方によって出てくる場合がありますので、さっき言ったコミュニティーというか、地域代表という観点から出していただくことも可能ですから、どれをとるべきかというのは最終的には皆様方がお考えいただく。

この中だったら、原価方式が一番妥当ですよというところですよ。

【その他】質問1、2に関して

議員定数を考える上	<p>議会としての定数を考えるに当たってはどのような視点から考えるべきかということで、3つほどの視点から考えることができます。</p> <p>①議事機関、議会の中で十分な議論を行って意思決定を行う機能</p> <p>→議事機関として十分な議論を行うに当たっては、本会議での状況というよりは委員会での状況、つまり委員会での審査、調査、そこで十分な議論ができる値というか、討議できる人数、それを考える中で、そこから今度、議員総数というのを考えていく、議事機関としての権能強化から視点を持ってきた議員定数の考え方になってきます。＝常任委員会数方式</p>
-----------	--

<p>での視点</p>	<p>②立法機関、政策立案という観点から議会としての役割を考える</p> <p>→数多くの条例案を出すということは、条例案を出すまでの意思決定が早くなければいけない。意思決定を早くするにはどうすればいいのかといたら、構成人数を減らせば減らすほど意思決定は早くなる。立法機関、つまり条例案をできるだけ数多く出すというところだけ1つ重視してしまえば、議員数をできるだけ少なくして、さらに立法について専門的な知識を持たれる方で構成する。これが立法機関としての権能発揮を踏まえた上での議員定数の考え方につながるとお考えください。</p> <p>③チェック機能、執行行政が適正に行われているかチェックする機能</p> <p>→市域というのがかなりの地域に広がって、それをくまなく皆様方が漏れなくチェックをしていただくとした場合、人数が多ければ多いほど漏れが少なくなってくる、チェック機能が十分に働く。監視機能としての権能を発揮する議員定数のあり方は、議員定数は多ければ多いほどいい。</p> <p>お互いそれぞれ、特に2番と3番においては、中身的には相対するものになってきますので、立法機能の権能を発揮すればするほど監視機能がおぼつかなくなってくる。</p> <p>なので、一般的なものは、1番の①の考え方を入れながら、②、③は国立市さんにおいてどういう考え方をとるか知らないか、そのところで加味をしていただきながら、お考えいただいてもよろしいのではないかと。これが権能を発揮する上での議員定数における視点の考え方になります。</p> <p>議員定数について質問として挙がっている1つ目、2つ目というところは、実はちょうど①と③に該当してきます。</p>
<p>議員定数の算定方式</p>	<p>定数の算定方式はいろいろあります。</p> <p>①常任委員会数方式</p> <p>下審査機関である常任委員会を基礎にしながら、議員定数の総数を求めていくやり方、さっき言った十分な議論・討議ができる常任委員会の数から考えていくやり方です。</p> <p>②人口比例方式</p> <p>住民の代表として考えた場合、何人の方々の住民の意見を集約して、代表としてお持ちになれるのが妥当なのかどうか、これは2番目の地域民主主義にも多少絡んでくる部分がありますけれども、余りにも多い人数の代表であると、その部分で意見を集約し切れないということも出てきますので、そこから考えていただく。</p> <p>③1つのコミュニティー単位で、そこから御自身の代表者である議員さんを選んでいく</p> <p>質問でいただいた2番目の地域民主主義に一番かかわってくる部分になります。小学校区とか自治会の連合会単位で、それを1つのコミュニティーとして見るのが一般的、そこにいらっしゃる</p>

方々の考え方というのは、方向性が似通ってくる形になります。そこから地域を代表するという中で、議員さんを代表者として選んでいく。それがまさしく、地域的な部分での代表として見る事ができる議員さんのあり方にもつながっていく。

④議会費固定化方式

議員定数と議員報酬には理論上は全くかかわり合いはありません。ただ、現実的に見て地方財政は厳しいです。そうすると、財政の中での制約を受けざるを得ない。その制約を考えた中で出てくる。これからどんどん財政は厳しくなっていくわけですから、きちんとしたチェック機関、政策立案機能を果たせというのであれば、ある程度の割合をきちんと議会費として保障する必要性が出てくる。その保障する割合の中で、あとは皆様方が御自身で議員定数と議員報酬の割合というのを考えて、定数、報酬を関連づけて、総合計枠が議会費の定数と報酬の以外の要素を全て除いた中でイコールニア、つまりそれと近い形で結ばれるような形を出していく。

⑤類似都市との比較方式

実務上一番多く使われているやり方になります。人口とか財政規模、面積、そういうのを全部調べていただいて、それに似通った都市を出していただいて、そこと比較して平均値をとって、自分たちがその平均とどれほどの差異があるのか、差異があったら平均値に近い形に戻すような形で議員定数、報酬を変えていく。これは何の問題があるかといったら、比較しようとした地方議会の議員定数が、またそこも比較方式によってやっていると、どこも根拠がないような結論になっていくんです。これをやるとどうということが生じるかというと、基本的には削減の方向にしか進みません。

⑥面積人口方式

計量分析をやって、全体の 86%、7%ぐらいを1つの算式の中に入れ込めば、数値としてこういうふういきちんと出ますよというのを出された1つの例です。これはあんまり使っても意味がないです。その当時における議員定数が適正だと、最も妥当だという前提のもとにこの算式を立てているので、その部分からいうと、あんまり使ってもしょうがない。

【その他】質問6、7に関して

議員報酬の算定方	<p>1つは、執行部の職員の給与を基準としていただく考え方です。国会議員もそうですけれども、一般職の国家公務員の最高の給料額より低くない金額ということが、憲法とか国会法で決められています。皆様方は一般職の職員の方よりは、職責などを含めて重いわけですから、職員の方々の最高級の職域にある方と最低限同等ぐらいというのは当たり前の話です。選挙で選ばれているわけですから、ただ単純に試験で受かってきた方とはちょっと違うので、そのところをよく考えてください。</p> <p>例えば三役、いわゆる市長さん、副市長さん、教育長さん、そういう方々の三役を足して3で割って、その平均値を議員報酬とするとか、そういうこともやられているところも、考え方として出てくるとこ</p>
----------	--

式 の 補 足	<p>ろがあります。だって、皆様方と同じ特別職ですから、1つの参考としていただいたって構わないという考え方はできるわけですから、どれをとって別に、あとは住民の理解を得ていただければ構わないと思います。</p> <p>議長さんの報酬が低過ぎます。だって、議長さんはほぼ常勤に近い形で働かれているわけですから、せめて市長さんと同等か、それに近い形で出して、教育長より下というのもおかしな話です。議長さんが決まると、それに引っ張られて議員さん方の報酬というのを考える場合もありますから、まずは率先して、議長さんの働きぐあいはこれだけ出ているので、そちらからも考えていただいてよろしいかと思えます。</p> <p>国会議員さんです。職域とかそういうのは違いますけれども、同じ選挙で選ばれた方々ですので、それを1つ参考としていただいて、国会議員の職務執行日数と皆様方の職務執行日数を対比させて、その割合から議員報酬を求めていくというやり方が3番目のやり方です。</p> <p>日当制は、さっき言った原価方式に近い形になりますので、日当制を決めるに当たっても、一般職の職員の最高級の方々の1日当たりの金額を出して、それに皆様方の職務執行日数を掛け合わせて出していく。こういうのが一般的なやり方になってきます。</p> <p>矢祭町さんも日当制を議論していて、結局、日当制のまま今やっていますけれども、ここも月額制に戻したいと言っています。日当制というのはいい部分と悪い部分が非常にあります。</p> <p>メリットとしては非常にわかりやすいです。公務の行事に出たとき以外の審議に出たときにはお支払いする。でも、それ以外のときにはお支払いしない。でも、それは確かにわかりやすいですし、いい意味で新陳代謝が進んだ。つまり議員さんの期数がみんな短くなっていった。長く続けたいと思う方がいらっしやらなくなったみたいで、こんなのだったらやめようという方がふえてきた。あともう1つ、議員さんのメリットを言っていたのは、議員さんにたかる住民の方がいなくなった。そんな飲み食い、たかるのかなと思ったんですけれども、議員さんは言われていました。</p> <p>デメリットは、政策形成というのは、議員さんから条例を出すなんていうことは絶対しなくなりました。そういうところに顔すら出さなくなってきた。つまりお金をもらっているときしか働かないので、お金をもらってないときに何で働く必要があるんだと割り切っちゃったんです。請願紹介議員とか、例えば議会が開かれてないときにやろうとしても、きょうお金をもらってないから議員活動はしませんよとか、そういうことも幾らでもできちゃいますし、そういうところもあります。</p> <p>日当制というのはなかなか難しい部分があるので、基本的には入れないという形のほうが一般的です。やっぱりデメリットのほうが多過ぎてしまうということがあります。</p>
------------------	---

【その他】他自治体の例

三重県議会	<p>三重県議会さんでも、先ほど12項目でしたけれども、皆様方は。ここでも22、実際、途中抜けているので21項目ありますので、21項目ぐらいで議員の活動というのを勘案しています。</p> <p>本当に正確に報酬を出したいというのであれば、日数計算ではなくて、時間計算しないとまずいです。三重県議会さんも日数計算したら、知事と比べたら九十何%という数値が出て、自分たちで時間計算したら7割程度というのが出てきたんです。日数だと1日を自動的に8時間にするので、そうすると実際に8時間だけで終わるのかといたら、8時間以外の活動は市長さんだって幾らでもありますし、皆様方だってあるわけですから、そう考えると時間計算でしていただいたほうがというところがあります。</p>
北上市議会	<p>北上市さんですか、やっちゃだめなパターンをやっていましたね。議員さんの中には一生懸命働く方もいれば、全く何もしない方というのがいらっしやる。これは難しいところで、足して2で割ると平均値になっちゃうじゃないですか。なので、自分たちの議員活動の報酬をやるときに、働いてない議員さんはみんな除いて、こいつ働かないから要らないと言ってやっちゃって、それはだめですよという話をしたんです。平均値が出ないというか、皆さんの活動が出ないということになってしまうので。</p>
千葉市議会	<p>千葉市さんのところも、これは1つの考え方ですけれども、かなり細かくいろいろやられています。ただ、これは実態の時間を決めないで、この項目についてはこの時間ということで決めているところに1つ問題があるんです。これを1つやったら大体このぐらい時間がかかるだろうって、一応平均値をとったという形になっていますけれども、私から見てもちょっと長過ぎるんじゃないかなというところがあるので、これが結局、原価方式をやったときの問題点なんです。</p> <p>この時間が住民の方々が納得していただける時間であれば、それに基づいたのならしょうがないというふうになりますけれども、そんな時間かかるのかよという話になってくると、根本が崩れてしまうので、原価方式の職務執行時間というのが問題になってしまうところが1つデメリットとして生じます。</p>

Ⅶ 市民からの意見聴取(意見交換会、パブリックコメントの募集、市民の意見を聴く会)について

当部会では、議会費を検討するにあたり、市民の方の意見を聴く会の開催や、パブリックコメントの募集を行いました。

5月11日と12日は、広聴委員会の意見交換会に、議会改革特別委員会もブースを出し、市民の意見を伺うことにしました。

このときは、議員報酬や議員定数など、特定の項目に意見をもらうのではなく、議会費全体や議会に対する意見を自由討議の形で市民から頂きました。以下に箇条書きで紹介します。

11日

- ・かつて、議員報酬も議員定数も削減すべきと思っていたが、超党派での行動や議会報の改善などを見て考え方が変わった。
- ・前回の議会改革特別委員会の報告書の結論部分を市議会のHPに載せてほしい。全部は読みたくない。
- ・他市との比較とかではなく、ゼロから定数、報酬を議論してほしい。
- ・定数、報酬は住民が決められるようにしてほしい。
- ・市民だけの部会で、定数、報酬を決めたら、前回の議会改革特別委員会の報告書の結論にはならない。
- ・定数を半分にして、報酬を2倍にする。

12日

- ・年齢、成果、期数、経験が違うのに報酬が同一というのはおかしい。
- ・市議会の報酬は高い。
- ・議員の報酬を市議会が決めるのは不適切。
- ・報酬等審議会は公募市民も入れるべき。
- ・国民の平均的な給与額を報酬とし、市民感覚を持ってほしい。
- ・評価がないのに報酬が決まっている。
- ・報酬も市長給与も決まり方が不透明。

11月10日は、市民説明会を開催し、市民の意見を伺うことにしました。

- ・パブコメの扱いについて、ホームページを見られない人の為に、他の報告方法を考えてほしい。
- ・地方自治法の1条に「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うもの」とあるように、市民と市議会とのかかわりは大事で、市民要求の実現のためには議員定数の削減はやめるべきだ。
- ・議員定数について、議会費は1%という事だが費用には代えがたい住民の意

見を尊重するために削減では議会でちゃんと（意見の）反映は出来るのか疑問だ

- 定数について自治法や憲法の観点から解いてみる必要がある。（検証が必要）
- 昭和 46 年ごろは定数が 30 名だったのに、減らすばかりで住民の意見の反映は果たしてできるのか？
- 議員が住民の意見を聞くためにはそれなりの人数が必要であり、住民の福祉の増進のためというスーパーバイザーの意見には賛成であり、ひとり一人の意見に寄り添うのはそれなりに大変、30 人に戻せとは言わないが、せめて 22 人は維持してほしい。
- 政務活動費の月 1 万円から月 2 万円には賛成。昔は委員会視察費と個人視察費があった。
- 議員報酬 49 万円には賛成。今は専門の方も多く生活していくお金と別途様々かかることがあるから。
- 役職加算はなくすべき。議長、副議長などでは加算があるからそれ以上必要ないのでは。むしろ無くすべき。
- 定数は減らすべきではない、いま人口が減っているわけでは無いし間接民主主義の観点に立って考えると、様々な意見があることが望ましい。
- 活動費について、議員がどのような活動に費用を当てているのか分からない。領収者を出すのは当たり前、それよりはっきり内容が解るように（市民に理解が出来るように）してほしい。
- 報酬は高いんじゃないか？せめて現状維持。
- 60 年前は人口 2 万 5 千人だったが、その時の定数は 26 名でちょうど良かった。自転車で回って対応出来た。政党や派閥なんて関係ない。党派を超えて地域住民の要求をつかむのが議員の仕事。
- 議会のやり方はいかにもさみしい。昔は夜中までやっていた。あまり議員会討議など議論をする時間がなくて本会議でちゃんとした議論が出来なくてよいのか？（国会みたい）
- 議会報には議員定数の削減理由が書いてあるが、ちゃんとした理由になっていない。せめて定数を減らさないためには報酬を減らすべきではないか。
- 国立市議会条例の前文から考えても定数を減らすべきではないと思う。大事な理念をねじ曲げることにならないか。
- （議員より質問）例えば議会に市民が参加して議決権を持つ議員を少なくするのはどうか？→議決権を持つ議員が少なくて良いという論にはならないのではないか。多くの市民が参加しても議決権を持つ議員が一定数必要と思う。
- 「議員とは何か？」で書いてあることが、抽象的で、当たり前の一般論ばかりではないか。大事なことだとは思いますが、審議会とは違い、議会の重みや、市民に選ばれすごく大事な仕事を託されているということを考えると書いてあることは当然だ。
- チェック機関のイメージが強いが、市民の夢をどのように描くか、などの部分をクリエイティブにリードして欲しいという思いがある。
- 議員定数を現場から削るということには、市民にとっては痛い、という感覚がある。

- ・ 行政府を相手にとっている以上、対抗する権力を支える構成員を減らすという発想は貧しいのではないか。多様な人が教えあったり、啓発されあったりするために、いろんな価値観をもつ議員が揃った方がいいと思う。
- ・ 議員報酬や政務活動費の問題、いろんな問題に取り組むためにも拡充を含む用意ができていいと思う。
- ・ 市民から付託される議員が負う権能を考えれば、議員報酬は高いとは思わない。しっかり勉強してほしいし、住民の希望につなげてほしい。

11月10日と11日は、広聴委員会の意見交換会 in 農業まつりで、市民の意見を伺うことができました。

- ・ 政務活動費が安すぎる。(2万~3万くらいは必要では?)
- ・ インセンティブ@選挙→投票率連動で報酬が上下するなど→議員の報酬や政務活動費は少ないのではないか?
- ・ わかり易い市政の解説がほしい→市議会だよりは議員一人一人のスペースが少ない。議員個人がチラシを撒く(全戸)では多額の金がかかるので、政務活動費から出して良いのではないか。
→投票率の向上につなげられるのではないか。特に、関心を高める為の周知にして欲しい。
- ・ 議員定数は増やして良い。人数が増えた方が意見を言い易くなる。但し、議会費は固定するなどのようにすれば良い。
- ・ 議員定数を減らしては意見が言い辛くなる。
- ・ 民生委員に、議決権を除く、議員の権能を持たせてはどうか?(委員外議員のような要素)
- ・ 議員報酬が安すぎる。拘束時間や活動状況を見てもっと報酬を上げた方がよい。
- ・ 議員の数が現状21名で支障がないように見える。国分寺が人口13万人で22名にした。国立市の22名は多すぎる。20名にして欲しい。

パブリックコメントは、「くにたち市議会だより」8月5日号に掲載し、十分な期間を取ることを目指していましたが、その案をまとめる過程で、議論が噴出し容易にまとめることができなかつたため、10~11月に募集せざるを得ませんでした。パブリックコメントの締め切りは、市民の意見を聴く会の翌日に設定されるなど窮屈な日程になった点は大きな反省材料です。

パブリックコメントの内容、市民の皆さんから寄せられた意見と、それに対する回答は議会改革特別委員会報告書の資料編に掲載してあります。

Ⅷ 報告書作成に向けて、各会派から出された最終意見

各会派は、視察やスーパーバイズのほか、市民が提出したパブリックコメントの内容、市民の意見を聴く会での声を聴き、それぞれの考え方を決めました。各会派が最終意見として出したものは表の通りです。

会派名	1 政務活動費について
自由民主党 ・明政会	現状維持 議員として研鑽を積む上で視察費用やレポート報告等現状では不足。
日本共産党	月1万円増額し月2万円とする 月1万円では、議会報告を作成配布が年に2回程度となり十分な報告ができない。市民に見える形の議会費の使う範囲を広げるべきと考えた。
公明党	現状維持 理由：現状の金額で研修会等に出席しており、変更の必要はない。
緑と自由の風	<p>■総論</p> <p>今後、地域民主主義実現のための条件についての市民的議論・熟議がさらに深められ、一定の合意点に至るまでの期間は、4つ全ての課題について、現状を変更すべきではない。なお、会派としての現時点での考えは以下である。</p> <p>議員及び会派の政務活動がほぼ全額賄える水準を保証すべきであり、現行の月1万円では賄いきれないと考える。具体的な金額については、現状より1万円アップの月2万円とする案が妥当と考えるが、各議員、会派の政務活動に必要な金額を算定し、専門家なり第三者のチェックを受けた上で決定するべきと考え、現行通りとする。</p>
新しい議会	増額に賛成か反対か 賛成：1万円では足りない現状。遠方への視察や有料の研修にも使いたい。
社民党	現状維持に賛成 【理由】当初、政務活動費の廃止に賛成した。なぜなら議員報酬は生活費+活動費の意味合いがあるから政務活動費は不要と考えたからだ。しかし廣瀬先生のスーパーバイズで政活費を上げると議会活動が活発になるとの統計的なはなし、パブリックコメントの内容を見て、月1万円であれば、市民の理解を得られると考え、現状維持に賛成する。
リビルド国立	「廃止に賛成」 ・増額や現状維持などの額面の調整では、そもそも課題となっていた”使いづらさ”の解消には至らないこと ・議員報酬の中に、活動費という側面が認められる中、報酬以外で金銭を受け取ることに正当性を見出せないこと

会派名	2 議員報酬について
自由民主党 ・明政会	現状維持 前回の検証から新たな条件や指標が示されていない。
日本共産党	月1万円減額し月48万円とする 報酬は、原価方式で概ね適切という結果（前期の議会特別委員会）が出ており、大きな変更の必要はないと考える。報酬から1万円スライドして、政務活動費に充てることで議員活動の見える化が図れる。
公明党	現状維持 理由：前回の議会改革特別委員会での検証から、新たな条件や指標が示されていない。
緑と自由の風	<p>■総論</p> <p>今後、地域民主主義実現のための条件についての市民的議論・熟議がさらに深められ、一定の合意点に至るまでの期間は、4つ全ての課題について、現状を変更すべきではない。なお、会派としての現時点での考えは以下である。</p> <p>実態に合わせて生活保障的なものとして位置付け、シンプルな月額制度として、一定号級の管理職職員の年収にほぼ見合うものとする。ただし、報酬の考え方が整理されていない現状では、整理されるまで現行通りとする。</p>
新しい議会	現状維持に賛成か反対か 賛成：議決をするという責任の重さを考えると決して高い報酬とは言えないので現状が妥当。昨今の地方議員の職業別状況を見ると、専門議員が圧倒的に多い。継続できる保証もなく退職金も（厚生年金なども）ない職業なので、生活できるだけの対価がないと優秀な議員は集まらない。
社民党	現状維持に賛成 【理由】議員報酬は生活費+活動費の意味合いがあると考え。仕事の内容と職責から全国の勤労者の平均賃金と単純に比較できない。前期の議会改革特別委員会で計算した原価方式で妥当な金額であったため。
リビルド国立	<p>「削減に賛成」「報酬審議会にかけることに賛成」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTなどのテクノロジーの向上や社会情勢の変化に対応していく議会改革の担保がとれなければ、住民からの納得を得られないと考えること ・選挙立候補時の公約に掲げたことを根拠に、一定の議員報酬削減の意思は住民から示されていると受け取っていること ・議員の報酬を考える際に、住民の意思や考え方を前提にすることは当然であること

会派名	3 役職加算について
自由民主党 ・明政会	現状維持 役職がある議員とそうでない議員との格差が生まれる。役職をめぐる政治的争いを生むだけ。人勸に連動した報酬システムのほうが市民の理解が得られやすいと考える。
日本共産党	役職加算は、廃止 市民の意見を聞いて、十分な理解が得られていないことがわかった。
公明党	<input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 理由：20%の役職加算は、市民に分かりづらいが、実質的な年収が下がるため、現状維持とする。
緑と自由の風	■総論 今後、地域民主主義実現のための条件についての市民的議論・熟議がさらに深められ、一定の合意点に至るまでの期間は、4つ全ての課題について、現状を変更すべきではない。 なお、会派としての現時点での考えは以下である。 「報酬と合わせて、一定号級の管理職職員の年収にほぼ見合うものとする。報酬月額も含めて都人事委員会勧告に準拠して第三者機関（報酬等審議会）の意見を聞いた上で決定する。役職手当は月額報酬で加算し、期末手当の加算は廃止する」、という案に集約できそうだが上記のように報酬の考え方が整理されていないので、現行通りとする。
新しい議会	一律20%で残すことに賛成か反対か 賛成：役職加算を無くすと実質的な年収が下がるため
社民党	現状維持に賛成 【理由】当初、正副議長や常任委員長など役職に応じて5～20%の加算をすべきと提案したが、部会でポスト争いになるとの指摘を受け、現状維持に賛成したい。役職加算がなくなると大幅に年収額が減り、人材の多様性や議員活動に影響が出るため現状維持に賛成。
リビルド国立	「なくすことに賛成」 ・今までの議論の経過からも明らかな通り、20%の根拠を明確に説明できず、住民にとってもわかりづらい、その結果、住民からの納得を得られる仕組みになっていないと考えること ・なくすことによって、結果的に、報酬減につながる一つの選択肢であること（議員報酬の部で述べた理由と同じ）

会派名	4 期末手当の人勧連動について
自由民主党 ・明政会	連動するべき 市民の理解が得られやすいと考える。
日本共産党	人事院勧告に連動せず、従うかどうかを報酬審議会にかける 人事院勧告は、すべての市民の給与から示されたものでないので、市民の代表である議員に直接連動させるべきではないとした。
公明党	<input type="checkbox"/> 連動に賛成 <input type="checkbox"/> 理由：人勧は上がる時もあり、下がる時もあり市民に分かりやすい。
緑と自由の風	■総論 今後、地域民主主義実現のための条件についての市民的議論・熟議がさらに深められ、一定の合意点に至るまでの期間は、4つ全ての課題について、現状を変更すべきではない。 なお、会派としての現時点での考えは以下である。 「報酬と合わせて、一定号級の管理職職員の年収にほぼ見合うものとする。報酬月額も含めて都人事委員会勧告に準拠して第三者機関（報酬等審議会）の意見を聞いた上で決定する。役職手当は月額報酬で加算し、期末手当の加算は廃止する」、という案に集約できそうだが上記のように報酬の考え方が整理されていないので、現行通りとする。
新しい議会	連動することに賛成か反対か 賛成：議員がいちいち判断して決めるのは難しいし、決める基準が人勧に添う方向であるなら、はじめから人勧に連動すべき
社民党	現状維持に賛成 【理由】都人勧が引き上げの勧告をしても、現状維持。都人勧が引き下げの勧告をしても、3.95月まで現状維持。3.95月到達後は、都人勧と連動。3.95月に到達しないでハイパーインフレになったら都人勧と連動。
リビルド国立	「連動することに賛成」 ・考えられる選択肢の中で一番合理性が高いこと

会派名	5 議員定数について
自由民主党 ・明政会	21人とする 3常任委員会、議長も委員となり7名での構成が良いと考える。身を切る改革は必要だが激変は市民の福祉に沿うとは思えない。
日本共産党	現状維持の22名とする 国立市議会基本条例第25条の議員定数についての考え方、地域民主主義の実現という目的に照らすと、現段階では、人口増、議員の多様性確保の観点から、定数削減は多様な市

	民の声を拾い上げる点に逆行し、条例にも反する。パブコメの多くの意見も反映し、これ以上減らすべきでないとした。
公明党	<input type="checkbox"/> 21名 <input type="checkbox"/> 理由： ① 3 常任委員会 7 名で議長も入る。 ② 9 月に人口 12 万人以上の国分寺市が 24 名を 22 名に削減したことも参考にしたい。
緑と自由の風	■総論 今後、地域民主主義実現のための条件についての市民的議論・熟議がさらに深められ、一定の合意点に至るまでの期間は、4 つ全ての課題について、現状を変更すべきではない。 なお、会派としての現時点での考えは以下である。 多様な民意を反映させつつ熟議できる最低人数として 1 常任委員会 7 人程度を単位とする。委員会数については、「議会に充実した市民参加の仕組みが組み込まれ、高度かつ広範な専門能力を持つ議員で構成されるならば、2 委員会に減らすか、本会議主義にしてもよい」一方「参加者が責任を負う『充実した市民参加』は現実には困難なので、現行の 3 委員会が妥当」との意見があり、定数は現状の 22 名とする。
新しい議会	定数 21 人に賛成か反対か 賛成：3 つの常任委員会で 7 人ずつが妥当。議長も住民の代表のひとりなので常任委員会には参加すべきと考える。
社民党	現状維持に賛成 【理由】 地域の課題、人材の多様性、少数意見の保障、将来世代が立候補して当選できる定数の確保の観点から現状維持に賛成。パブコメでも削減の声は多くなかった。江藤先生も、将来世代の立候補のことを考えるよう指摘していた。
リビルド国立	「定数 18 人に賛成」 ・将来的には 15 人にまで削減すべきこと（議会の附属機関の議論を除く）に賛成しているが、激変に対する懸念を鑑み「1 委員会あたり 6～8 人は議論の構成員として必要」という見解の検証機関を作る必要は認められると判断したこと。 ・パブコメ等で「定数の減＝住民意思反映能力の減」を懸念する意見を踏まえても、根本的な原因を定数（議員の数）だけに求めることは難しく、むしろ、議会の機能向上に資する議会改革を進めることが、合理的で意見を踏まえた対応策になると判断したこと。

3. 議会基本条例の点検についての協議の結果について

議会基本条例の点検を踏まえ、条例点検部会において抽出した9つのテーマについての協議の結果（結論）、論点、主な意見を、以下（次ページ以降）に記した。

協議の結果、議会基本条例の一部改正（5ヶ所）、会議規則の一部改正（1ヶ所）を求める他、「趣旨及び解説」の修正、議会に対する提言を行い、集約できなかった協議課題については引き続きの協議を申し送ることとなった。

(1) . 国立市議会基本条例での「市民」について

前文

自治体の議会は、日本国憲法により定められた、主権者である市民に選ばれた議員で構成される唯一の議決機関です。(中略)多様な市民参加(中略)市民からの政策提案(中略)市民に開かれた(後略)。

(議会の活動原則)

第2条 議会は、市民の代表から構成される市の議事機関かつ団体意思の決定機関として、公正性、透明性及び市民からの信頼性を重視するとともに、(中略)市民との意見交換(後略)。

その他、各条項に多数の「市民」の記載有

前文の「趣旨及び解説」

(前略)

◇市民とは…

国立市議会基本条例の中では、「市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体」を「市民」としています。

① 協議の結果

○以下の3つの選択肢に分かれたため、今後も協議検討を続けるよう、申し送る

1) 現状維持

2) 「趣旨及び解説」で、茅ヶ崎市議会のように理由を付して「特に定義規定は置かない」旨を説明する

3) 条文を改正する

例：第×条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 国立市の区域内に居住する者

(2) 市民等 市民のほか、国立市の区域内に存する事業所等に勤務する者及び国立市の区域内に存する学校等に在籍する者

その他、条文に出てくる市民を市民、市民等に変更する

② 論点

1) 「日本国憲法に定められた、主権者である市民に選ばれた議員」と前文にある。在勤又は在学の個人及び活動する法人その他団体は議員を選べない。そうすると「趣旨及び解説」の市民の定義と前文の「市民」と齟齬があるとする意見と、現状で問題ないとする意見がある。

2) 条文中の27ヶ所の「市民」の意味が異なるものが一部あるが、条文中に定義をするか、「趣旨及び解説」の中で説明するか。

- 3) 条文中に定義をする場合、他の法令と矛盾抵触しないようにするためにはどのような表現が望ましいか。「趣旨及び解説」の中で説明する場合、現在の解説で妥当か。
- 4) 市民を定義する場合、狭く（有権者もしくは住民個人）とらえるか、広く（何人もしくは在住・在勤・市内で活動する個人・団体）とらえるか
- 5) 市民を定義する又はしないことで、条例の運用上、具体的にどのような取り扱いが変わり、それが条例の3つの目的の何の達成に寄与するか

③ 主な意見

- 現実、国立市の市民社会に何らかの形で関わる市民の姿は多様なので、「市民」はなるべく広く捉えるべきと考えるが、そもそも条文中27ヶ所の「市民」を矛盾なく定義すること自体、無理である。
- 特定の対象者に権利を付与したり、制限したり、又は義務を課すものではないので、対象者である「市民」を定義する必要がない
- さまざまな立場の個人・法人が議会活動における場において自己の意見を表明できるよう、市民の定義は、できる限り広く取るべきである
- 条文と「趣旨及び解説」で市民の定義が異なることは問題である
- 市民の定義と地方自治法上の住民の定義について切り分けて考えるべき
- 「日本国憲法に定められた、主権者である市民に選ばれた議員」と前文にある。在勤又は在学の個人及び活動する法人その他団体は議員を選べない。そうすると「趣旨及び解説」の市民の定義と前文の「市民」と齟齬があるという説がある。この「市民」の定義であると、選挙権を持つ18歳以上の国立市に在住の『人』に限定される。例えば、18歳以下の「人」は市民ではないのか、主権者ではないのか。条例前文の「自治体の議会は、日本国憲法により定められた、主権者である市民に選ばれた議員で構成される唯一の議決機関です。」は「議員・議会の構成要件」すなわち地方議会における参政権及び議決機関に関して記載したに過ぎない。
- 市民に住民は含まれるのでこのままでよい
- 「日本国憲法に定められた、主権者である市民に選ばれた議員」と前文にある。在勤又は在学の個人及び活動する法人その他団体は議員を選べない。そうすると「趣旨及び解説」の市民の定義と前文の「市民」と齟齬があることになると考えられるので齟齬がない形に整えるべき。

(2) . ソーシャルインクルージョンに配慮した議会について

前文

(前略) 私たち国立市議会は、そのようなまちにふさわしい、多様な市民参加による議会運営につとめ、地域民主主義を実現する責任があります。孤立や排除を生み出さず、違いを認めあい、共に支え合うことをめざすソーシャルインクルージョンの理念に配慮し、誰もが市政に生き生きと参加し、その成果を実感できる議会をめざします。

(議会の活動原則)

第2条 議会は、市民の代表から構成される市の議事機関かつ団体意思の決定機関として、公正性、透明性及び市民からの信頼性を重視するとともに、ソーシャルインクルージョンの理念に配慮し、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

① 協議の結果

- 1) ソーシャルインクルージョンについて、条例前文、条文及び「趣旨及び解説」については現状のままでよいが、ソーシャルインクルージョンの認識が議員間でもバラバラであるので、研修を通して認識を一致させていくことが必要である。
- 2) 「趣旨及び解説」にもある通りソーシャルインクルージョンは理念ではなく実践の積み重ねが重要であるので、議会活動における保育サービスや情報困難者への配慮など具体的に研究する必要がある。

② 論点

- 「ソーシャルインクルージョンの理念に配慮」は市長部局や議会では浸透してきている。これからは、その推進に向けた具体的なしくみをつくる段階に入ったのではないか。

③ 主な意見

- 条例の前文の中に「多様な市民参加による議会運営につとめ」「孤立や排除を生み出さず、違いを認め合い、共に支え合うことをめざすソーシャルインクルージョンの理念に配慮し、誰もが市政に生き生きと参加し、その成果を実感できる議会をめざします。」とある。
この国立市議会の理想は、国立市行政の理想とも一致しており、そこに「くにたちらしさ」がある。
それは、過去からの歴史(積み重ね)を踏まえた今だけにとどまらず、超高齢化社会に向かう未来に向けて、有効であり先駆的なものと考え、具体的に実践することを通して発展させていかなければならない。
- ソーシャルインクルージョンは理念なので、現状のままで良い

- この間、市民意見交換会で聴覚しょうがいの方々から出された手話通訳を導入して欲しいとのご意見の実現に向けて、(当時の)広聴委員長を中心に積極的に取り組み、本会議と意見交換会に手話通訳を実現できた。
そのことで、聴覚しょうがいの方々毎回議会傍聴される様になったことは条例に基づくソーシャルインクルージョンに配慮した議会運営の貴重な成果と考える。この様な、市民の声を活かした取り組みが重要である。
- 精神しょうがいの方々から都立多摩障害者スポーツセンターの耐震工事期間、国立市の体育館の使用料の減免を求める陳情が出された際には、直ちに全会派一致で採択、所管の国立市教育委員会でも、ただちに、多摩障害者スポーツセンターと同様の使用料無料を決定導入し、当事者の方々から大変な安堵の声が寄せられた。この迅速な動きも、ソーシャルインクルージョンの理念が浸透してきた反映である。
- 知的しょうがいの方々の議会傍聴に際し、わかりやすく補足説明をするための介助者がつくることがあり、そのために「小さな声で説明する」ことを理解して欲しい旨の要望書が議長に出されたことから、そのことは暗黙の了解とされてきている
- 広聴委員会では、子どもが遊べるスペースを用意し、保育担当もおいた。そのことで、小さな子どもを連れた市民も参加されていた。
今後は、保育者や保険などの条件整備を進める必要がある。
- 議会報は誰もが読みやすい字体、ユニバーサルフォントを使用している。
読みやすい、わかりやすい紙面づくりを心がけているが、今後は高齢者に読みやすい大きさの字や、知的しょうがいの人向けわかりやすい表現、または外国籍市民に配慮した英語、中国語、ハングルなどの表記、また、音訳、点字などの誰もがわかる議会報づくりに向けての取りくみも必要である。
- 小さな乳幼児を連れての傍聴を可能にする、保育者つき保育室とか、防音機能を持った傍聴室の設置など将来的には具体的な検討も必要になってくると思うが、予算もかかることでもあり、当事者の方々からの意見をお聴きしながら進めていくことが重要である
- 外国籍市民の声を議会として聞き、多文化共生、ダイバーシティのまちづくりを議会としても進める必要がある
- ソーシャルインクルージョンは理念ではなく、人権に基づく具体的な行動であることを意識し、ソーシャルインクルージョンの理念が実践できるしくみを整える必要がある
- 様々なソーシャルインクルージョンの実践は当事者の方々からの声で始まり、当事者の意見を聞きながらおこなわれることが求められる。そのような原則を(仮)「ソーシャルインクルージョンの議会運営実施要領」のようなかたちでまとめておく必要がある。
- 市民のモニター制度、学識のスーパーバイズを求める制度を導入してはどうか
- 市民だけでなく、職員に対するソーシャルインクルージョンの配慮も必要

(3) . 会派について

(会派及び交渉団体)

第4条 議員は、議会活動を行うに当たり、理念又は政策を共有する1人以上の議員で構成する会派を結成することができる。

① 協議の結果

1) 会派の政策集団としての位置づけを強化するため、議会基本条例を一部改正する

(会派及び交渉団体)

第4条 議員は、議会活動を行うに当たり、理念及び政策を共有する1人以上の議員で構成する会派を結成することができる。

2) 第4条「趣旨及び解説」に、以下の二文を追記する

「地方自治法では表決の権利は会派ではなく、各議員に帰属します。」

「会派内で共有した理念及び政策に基づき、議会運営や政策立案等に関して会派内外の合意形成に努めます。」

3) 市民にわかりやすくするため、会派結成(変更)届に理念及び政策を明記する

② 論点

1) 会派の位置付け

2) 会派の結成条件

③ 主な意見

- 会派制に基づく議会運営上、会派の政策集団としての機能を強化すべきである。よって「理念及び政策を共有」とするべきである。
- 会派とは、政治上の主義主張を同じくする人々が結成したグループなので、複数の議員が所属して会派とし、賛否を一致させるべきである。
- 「理念及び政策を共有」では同じ政党の議員のみしか、会派を構成できない。現在の状況を踏まえ議論をすべきであるが、会派は理念及び(共有できる)政策を共有する。ととらえるのであれば、認容は可能である。
- 国立市議会において、40年近く一人会派が存在する歴史がある。変更しなければならない理由はなく条例の理念に逆行する。
- 一人会派は会派会議には出られるが、会派代表者会議に出られない。
- 議決時の会派拘束を全会派に義務化するわけではないが、会派内で、議決の賛否を一致させる努力はすべきである。議決賛否が一致しなかった場合の説明責任もあるのではないか。
- 会派会議・会派代表者会議において、会派間での情報共有に努め、協議の場として、

活性化を図るべきである。

- 第3項「会派は、議会運営及び政策立案等に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努める。」とあるのは「会派内」と読むのが妥当ではないか。見直しが必要。
- 今後、会派結成届の根拠規定は必要ではないか。また、市民にわかりやすく、内外に「共有する理念及び政策」を明示する必要がある。よって、会派結成(変更)届のなかに、「共有する理念及び政策」の欄をいれるべきと考える。

(4) . 交渉団体について

(会派及び交渉団体)

第4条 (前略)

5 2人以下の会派は、交渉団体(議会運営について交渉できる所属議員3人以上の団体をいう。)を結成することができる。

① 協議の結果

1) 議会基本条例を一部改正する

(会派及び交渉団体)

第4条 (前略)

5 会派は、相互に協議の上、交渉団体(議会運営について交渉できる所属議員3人以上の団体をいう。)を結成することができる。

2) 第4条の「趣旨及び解説」を、以下の通り改正する

(前略)

第5項では、会派が相互に会派内または会派間で協議の上で3人以上の交渉団体を結成し、議会運営委員会等に委員を出すことができることを定めています。なお、3人以上の会派は単独または連合して交渉団体を結成することが可能です。

② 論点

- 1) 3人以上の会派と1、2人会派で交渉団体を結成することを認めるか否か。
→部会協議の結果、認めることとした。
- 2) 3人以上の会派は自動的に交渉団体とするか否か。(届け出不要)
→条例点検部会ではこの論点を進める意見はなく、協議終結とした。

③ 主な意見

- 現行条文では、2人以下の会派同士が共同して3人以上となれば、交渉団体を結成できるという趣旨と思われるが、記述が不十分である。「2人以下の会派は、」だけでは、複数会派共同の概念が示されていない。
- 現行条文では、2人以下の会派が交渉団体を結成できるという規定だが、実際には3人以上の会派も交渉団体を結成して議会運営委員会に委員を選出しているため、条文が現実と合っていない。
- 3人以上の会派と1、2人会派で交渉団体を結成することを認めても良いのではないかと

(5) . 政策形成サイクルについて

(市民参加による議会の政策形成)

第5条 議会は、市民の意向を議会における議論に反映させるため、市民参加の多様な機会を設け、議会として政策形成を進める。

2 議会は、前項で規定する政策形成の実現に当たり、事案に応じて、次に掲げる方法を用いる。

(後略)

(委員会の運営)

第16条 委員会は、政策課題について調査研究を行うとともに、市民及び市長等との議論を踏まえ、政策提案を行うよう努める。

2 委員会は、前項の政策提案に当たっては、第9条各号に掲げる事項を明らかにするよう努める。

① 協議の結果

1) 第5条「趣旨及び解説」に、以下の項目を追記する

「市民の意見については、常任委員会において慎重な熟議を進めます。常任委員会の賛同を得た意見は、さらに市議会全体の意思とするため会派代表者会議の審議事項とします。会派代表者会議の承認を得た意見について、議長名で市当局に意見を提出します。」

2) 以下の3点を提言する

- ・市当局に提出する意見に関しては、常任委員会委員全員の賛同を旨とすべきである
- ・市当局に提出する意見に関しては、常任委員会委員で熟議を重ね少数に限定すべきである
- ・議会決議及び常任委員会が市当局に提出する意見に関しては、議会としてその後のフォローアップに努める

② 論点

- 1) 市民の意見がより反映できる議会になってきたが、議員個人が取り上げるにとどまっている。今後は、一部ではじまっているが、委員会として意見を市当局に伝えるしくみをまずはつくりたい。
- 2) 政策提言としてのステップが必要。どのようなステップが可能か議論すべき。
- 3) 議会ができる範囲は首長への政策提案まで。全会一致でなければ事実上提案できないと考える。「市民の意見を聞く会」の参加人数から判断して、大方の市民の意見を反映しているか考える必要がある。常任委員会で議論・全会一致となったものを取り上げる、現状の常任委員会は審議の場である。政策テーマを委員会でどのように位置づけるかを検討しなければならない。

- 4) 与党・野党、所属政党、各議員の立場が大きく異なる。住民や市民にとって最善の利益とは？
- 5) 決議などの議会で行う手続で十分では
- 6) 政策形成サイクルを、どのように確立するか

③ 主な意見

- 議員活動や議会の広聴を通じて得られた市民の意見をもとに、「（１）委員会で政策提言をまとめ議会に報告し、実現までフォローする」「（２）議会で決議・意見書をあげて、委員会を通じて実現までフォローする」という２つの政策実現サイクルを、毎年及び２年間の議会（委員会）の活動ロードマップに落とし込んではどうか

(6) 地方自治法に抵触しない附属機関の設置について

(附属機関の設置)

第18条 議会は、審査、諮問又は調査に当たり、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。

① 協議の結果

○「趣旨及び解説」に、以下を追記する

「附属機関は地方自治法に規定があり、議会での設置は想定されていません。本条の附属機関は、条例が規定する附属機関です。」

② 論点

○ 本条の附属機関は地方自治法に基づくものか、基本条例に基づくものか。

③ 主な意見

- 地方自治法で規定する附属機関は、市のような行政機関を想定しているものであって、市議会のもとに設置することはできない
- 附属機関の設置の可否は前期において議論され、全会派一致で議会基本条例は制定された
- 法ではなく議会基本条例に根拠を置く附属機関であることを、「趣旨及び解説」で説明すればよい

(7) . 議会図書室の活用について

(議会図書室の充実)

第19条 (前略)

- 2 議会は、議会図書室の活用に当たっては、市立図書館及び市が設置する情報公開コーナーとの連携を図り、議員の政策立案等及び市民への情報提供のため、環境整備に努める。

① 協議の結果

1) 議会基本条例を一部改正する

(議会図書室の充実)

第19条 (前略)

- 2 議会は、議会図書室の活用に当たっては、議員の政策立案及び市民への情報提供のために市立図書館及び市が設置する情報公開コーナーとの連携に努める。

2) 第19条の「趣旨及び解説」を、以下の通り改正する

(前略)

また第2項では、市立図書館や市役所にある情報公開コーナーとの連携を定めており、これにより議員の政策立案に役立つ資料の充実と、市民への情報提供のため積極的に連携の強化に努めます。

② 論点

- 現状の議会図書室はセキュリティー上、市民の入室は困難であり「市民への情報提供のため、環境整備」は議会図書室の場所の変更や庁舎の建て替え等が想定される。実際には「環境整備に努める」という点は困難であるため市民への情報提供をどの様に考えるか。

③ 主な意見

- 議会図書室への市民の入室はセキュリティー上難しい
- 市立図書館及び市が設置する情報公開コーナーとの情報連携を主に考えたい
- 具体的な環境整備の方向性は今特別委で決める事は困難。改選後、議会図書室の充実・活性化を検討する体制をとることを報告書で提言してはどうか
- 市立図書館・情報公開コーナーとのレファレンスや蔵書整理を検討することを報告書で提言してはどうか
- 現状維持。市立図書館との図書連携をできるなら望む
- セキュリティーの問題を考える必要がある

(8) . 災害時の対応全般・防災について

(災害時の対応)

- 第24条** 議会は、大規模災害が発生し、国立市災害対策本部（国立市災害対策本部及び国立市健康危機管理対策本部条例（平成21年3月国立市条例第16号）に基づき設置される災害対策本部をいう。以下この条において「対策本部」という。）が設置された場合において、当該対策本部を支援するものとする。
- 2 議長は、大規模災害が発生したときは、必要に応じて、議員による協議、調整等を行うための組織を設置するものとする。
- 3 議員は、大規模災害が発生したときは、議長へ自らの安否及び所在を明らかにするため、連絡するものとする。

① 協議の結果

1) 第24条の「趣旨及び解説」を、以下の通り改正する

本条は、災害発生時における議会の対応を定めています。

災害の発生等により、市に対策本部が設置された場合の議会の対応については、対策本部の支援を主目的とし、国立市議会災害支援会議設置要綱（平成29年4月21日国立市議会議長決定）及び国立市議会災害支援マニュアル（平成29年4月21日）に基づき、的確かつ迅速な対応に努めます。

また、議員は、災害発生時にはできるかぎり速やかに、議長へ自らの安否や所在、活動状況を連絡します。

2) 以下の2点を提言する

- ・以前、国立市議会で安否報告訓練を行ったことから、定期的実施すべき
- ・防災面における議会对応の中身については、寄せられた意見を盛り込む中で、災害支援会議設置要綱と災害支援マニュアルの具体的な運用方法を検討すべき

③ 主な意見

- 市の防災訓練への議会としての参加、定期的な安否報告訓練など、具体的に可能な事を報告書の中で提言してはどうか
- 災害ボランティアに参加した職員や議員の経験を全体化する場、災害・防災に対する年1回以上の研修を報告書の中で提言してはどうか
- 現行の方向性に加え、増加する災害において各地域の議会がどのような対応をしたか、常に情報をキャッチアップする必要がある
- 国立市議会で安否確認訓練を行ったことから、定期的実施すべきと考える
- 防災面における、議会对応の中身については、災害支援会議設置要綱と災害支援マニュアルの具体的な運用方法を検討すべきである
- 緊急時の議会对応について、実際に被災した自治体の情報を集積する中で、適切な対応を検討すべきと考える

(9) 産休・育休・病休について

① 協議の結果

産休・育休については基本条例の変更については様々な意見交換がなされた。目的は全員で一致していると思われること、また、男女共同参画の推進については議会が直面している喫緊の課題であることから基本条例や会議規則に対する必要な措置は特例的にとらえ、次の2点を協議の結果とする。

1) 議会基本条例を一部改正する

・前文に「女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例の制定」を追加する

現 行	(前略) また「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」、「国立市平和都市宣言」を制定しています。(後略)
改 正 案	(前略) また「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」、「国立市平和都市宣言」及び「 <u>国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例</u> 」を制定しています。(後略)

・第2条第6項に条文を追加する

現 行	(5) 他の地方公共団体の議会及び大学等研究機関との交流及び連携に努めること。
改 正 案	(5) 他の地方公共団体の議会及び大学等研究機関との交流及び連携に努めること。 (6) <u>男女共同参画に努めること</u>

2) 前文の「趣旨及び解説」の中に「女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」の理念に配慮することを追記する

現 行	(前略) さらに、ソーシャルインクルージョンに配慮する議会活動を国立市議会の理念として、条例制定の宣言としました。
改 正 案	(前略) さらに、ソーシャルインクルージョンや「 <u>国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例</u> 」に配慮する議会活動を国立市議会の理念として、条例制定の宣言としました。

3) 会議規則を一部改正する(病休については現状のまま)

現 行	(欠席等の届出) 第2条 議員は、疾病、出産その他の事故のため出席できないとき、または遅参するときはその理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。
改 正 案	(欠席等の届出) 第2条 議員は、 <u>疾病、看護、介護、育児</u> その他の事故のため出席できないとき、または遅参するときはその理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、 <u>本人またはその配偶者の出産(出産前及び出産後の期間を含む。)</u> のため出席できないときは、日数を定めてあらかじめ議長に <u>届け出ることができる。</u>

② 論点

- 1) 基本条例に条文を追加するか否か
- 2) 前文に『「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」の制定』を追加するか否か

③ 主な意見

- 産休・育休など男女平等・政治参加に関わる問題は、議会内部だけの問題として考えるのではなく、市民全体の問題としてとらえるべきである。議員個人の産休・育休・病休の問題はもちろん大切であるが、市民全体と男女平等・政治参加を促すような条文が必要である。たとえば、市当局の行事においては当然のように行われている保育士の配置など、議会報告会においてもなされるべきである。
- 現実に即したものとなるように十分に検討し、先進市の例などを参考にして整備すべき
- 公務欠席がある場合の理由を明確化することに意義があると考え。労働基準法を参考にしてはどうか。もし報酬減額という議論があるのであれば、慎重にするべきだと思う。議員報酬は時給でもなく、成功報酬でもなく、地方自治法第203条の規定により国立市の条例で定まっているものであるから減額の基準が難しい。
- 病休については個々人のプライバシーにかかわることなので現行のままでよい
- 会議規則で会議欠席の権利を認めた上で、議事（議案提案・審議・議決・調査）に参加できないことの代替措置を考えてもよいのではないか
- 前文を修正することは特に慎重であるべきだが、男女共同参画の推進については我々が直面している喫緊の課題である。したがって前文や条文の修正についても特例的に取り扱うことも了。

4. 議会費検証の協議の結果について

当部会では検討した項目の結果を議会改革特別委員会へ報告するにあたり、どのような方法を取るか議論しました。

その結果、当部会の多数意見を報告するのではなく、それぞれの意見を正確に反映させることにしました。

当部会が、議会改革特別委員会に報告すべきと判断した検討結果は以下の通りです。

(1) 政務活動費について

月1万円増額する

理由

- ・議員として研鑽を積む上で、視察や研修は必要であるが、現状の月1万円では賄えていないから。
- ・議会報告を作成し市民に情報提供しているが、年2回分の費用にとどまり、市民に十分な報告ができていないから。

現状を維持する

理由

- ・現状の金額で視察や研修に参加できているため、増額の必要性がないから。
- ・廃止してもよいと考えていたが、廣瀬和彦先生の講義やパブリックコメントの中で、政務活動費は不必要との意見がなかったから。

廃止する

理由

- ・課題となっていた「使いづらさ」の解消に至っていないから。
- ・議員報酬に活動費が含まれているので、報酬以外に金銭を受け取る正当性を見いだせないから。

(2) 議員報酬について

現状を維持する

理由

- ・前回の議会改革特別委員会で検証してから、新たな条件や指標が示されていないから。
- ・生活保障の要素を踏まえ、管理職の年収にほぼ見合うような制度を模索すべきだが、現状はその考えが議会で整理されていないから。
- ・議員報酬は生活費＋活動費の側面があるため、全国の勤労者の平均賃金と単純には比べられないから。

削減する

理由

- ・議員報酬を月1万円下げて、政務活動費を月1万円増額すれば議員活動の見える化が図られるから。
- ・テクノロジーや社会情勢の変化に対応していく議会改革の担保がなければ住民から納得を得られないから。
- ・パブリックコメントなどで、報酬削減の意見が出されているから。

(3) 役職加算について

現状を維持する

理由

- ・役職のある議員とない議員の格差をつくると、役職をめぐる政治的な争いを生み、市民不在の対立を生むから。
- ・役職手当は月額報酬に加算し、期末手当は廃止したいが、議会でその様な考え方にならないから。
- ・役職加算がなくなると大幅に年収額が減り、多様な人材の確保や議員活動に影響が出るから。

廃止する

理由

- ・パブリックコメントを見て、市民から十分な理解を得られていないから。
- ・役職加算の根拠を明確に説明できず、市民の納得を得られないから。

(4) 期末手当について

都人勧に準拠する

理由

- ・客観的な指標のため準拠することは市民の理解を得られると考えるから。
- ・都人勧は上がるときもあれば、下がるときもあり、市民に分かりやすいから。

現状を維持する

- ・都人勧はすべての市民の期末手当のあり様を示したものではないから。
- ・管理職の年収に見合うような議員報酬のあり方を採用すべきだが、現状ではそのような考え方が議会で整理されていないから。
- ・都人勧が3.95月になるまで下げない。引き上げの勧告をしても相当なインフレにならない限り上げないと考えるから。

(5) 議員定数について

削減する(定数 21 人へ削減)

- ・ 3 常任委員会それぞれ 7 人の 21 人が妥当と考えるから。
- ・ 地方自治法では議員は委員会に所属しなくてはならないため、議長も委員会に所属すべきで、21 人+議長の 22 人は成り立たないと考えるから。
- ・ 人口 12 万 2 千人の国分寺市が議員定数 24 人を 22 人に削減したことを考えると、人口 7 万 6 千人の国立市で定数 22 人は多いから。

削減する(定数 18 人へ削減)

理由

- ・ 議員間討議を行い、行政への監視や政策提言を行うには 1 委員会 6 人は妥当だから。
- ・ 将来的には定数 15 人まで削減すべきと考えるが、市民は単に定数削減するだけでなく、市民の意見を拾う仕組みを構築する議会改革を望んでおり、急激な定数削減による懸念に配慮したから。

現状を維持する

理由

- ・ 地域民主主義の実現のためには、多様な市民の声を拾う必要があり、パブリックコメントの多くは定数削減に反対だったから。
- ・ 市の人口が増えているにも関わらず、定数を減らすことは、切り捨てられる市民の声があるということだから。
- ・ 地域の課題解決、人材の多様性、少数意見の保障と、将来世代が立候補しても当選できる定数の確保が必要だから。